



熊本県公報

第 1 2 2 5 8 号
平成 25 年 10 月 18 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則		
○熊本県会計規則の一部を改正する規則	(会計課)	1
告 示		
○登録特定行為事業者の登録	(高齢者支援課)	1
○道路の供用開始	(道路保全課)	2
公 告		
○土地改良区の定款変更認可	(農村計画課)	2
○土地改良区役員の退任及び就任	(//)	2
○道路の位置の指定	(建築課)	3
○土地改良事業計画	(農村計画課)	3
○土地改良事業計画	(//)	3
○土地改良事業計画	(//)	3
○土地改良事業計画	(//)	4
○熊本県宇城地域雇用開発計画	(労働雇用課)	4
○熊本県荒尾・玉名地域雇用開発計画	(//)	12
○熊本県八代地域雇用開発計画	(//)	21
○熊本県水俣・芦北地域雇用開発計画	(//)	29
○熊本県球磨地域雇用開発計画	(//)	38
○熊本県天草地域雇用開発計画	(//)	46
登 載 依 頼		
○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政 処分の公表に関する規則	(警察本部交通企画課)	55
○熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令	(教育政策課)	56

規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 25 年 10 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 5 1 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則
熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 1 1 号)の一部を次のように改正する。
別表第 1 第 1 号中「熊本支援学校」を「熊本支援学校
熊本かがやきの森支援学校」に改める。

附 則
この規則は、平成 25 年 1 1 月 1 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 9 2 9 号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)附則第 20 条第 1 項の規定により特定行為業務事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により公示する。

平成 25 年 10 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
社会福祉法人星峰会 熊本市東区新南部三丁目 7 番 7 6 - 1	小規模多機能型居宅介護事 業所 水前寺きらら 熊本市中央区水前寺一丁目 1 1 - 2 2	431100189	平成 25 年 9 月 2 5 日

熊本県告示第930号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年10月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	益城菊陽線	上益城郡益城町惣領字高木 1550番4地先から 上益城郡益城町惣領字西大道 1616番1地先まで	320.0	一括道路

2 供用を開始する期日 平成25年10月18日

公 告

熊本県公告第567号

宇土市に事務所を置く走潟土地改良区理事長田代洋一から平成25年9月18日付けで申請のあった定款の変更については、平成25年10月8日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成25年10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第568号

山鹿市に事務所を置く山鹿土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	齊藤 登	山鹿市方保田1744番地1
理事	瀬口 義介	山鹿市鍋田291番地
理事	島田 博道	山鹿市久原733番地
理事	末松 一則	山鹿市平山4690番地
理事	柿本 泰良	山鹿市山鹿524番地2
理事	古閑丸 弘光	山鹿市鹿央町岩原4265番地
理事	石川 宗男	山鹿市津留2471番地1
理事	山田 親清	山鹿市名塚634番地
理事	井寺 登	山鹿市志々岐618番地
監事	末松 朝明	山鹿市平山1183番地
監事	堤 次男	山鹿市鍋田635番地
監事	吉良 節哉	山鹿市鹿央町岩原1500番地3
就任		
理事	齊藤 登	山鹿市方保田1744番地1
理事	瀬口 義介	山鹿市鍋田291番地
理事	島田 博道	山鹿市久原733番地
理事	柿本 泰良	山鹿市山鹿524番地2
理事	石川 宗男	山鹿市津留2471番地1
理事	宮本 隆春	山鹿市石1154番地1
理事	前田 廣行	山鹿市小原2759番地

理事	立山 秀木	山鹿市鹿央町岩原2587番地
理事	中村 義光	山鹿市城4697番地
監事	河村 一	山鹿市蒲生1693番地
監事	前田 和彦	山鹿市長坂87番地
監事	江藤 俊哉	山鹿市鹿央町千田3947番地

熊本県公告第569号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成25年10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市立願寺350
- 2 築造者の氏名 本山信幸
- 3 道路の位置 山鹿市鹿校通二丁目1120番16
- 4 道路の幅員 4.19メートル
- 5 道路の延長 34.90メートル
- 6 指定年月日 平成25年10月7日
- 7 指定番号 熊本県指令鹿本技管第9号

熊本県公告第570号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営野崎地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称 県営野崎地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成25年10月21日から平成25年11月18日まで
- 3 縦覧場所 八代市役所

熊本県公告第571号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営野崎地区土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称 県営野崎地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成25年10月21日から平成25年11月18日まで
- 3 縦覧場所 八代市役所

熊本県公告第572号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営野崎地区土地改良事業（暗きょ排水）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称 県営野崎地区土地改良事業（暗きょ排水）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成25年10月21日から平成25年11月18日まで
- 3 縦覧場所

八代市役所

熊本県公告第573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営野崎地区土地改良事業（客土）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年10月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営野崎地区土地改良事業（客土）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年10月21日から平成25年11月18日まで
- 3 縦覧場所
八代市役所

熊本県公告第574号

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第1項の規定により策定した熊本県宇城地域雇用開発計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

はじめに

県内の雇用失業情勢は、平成24年度の各月平均有効求人数が26,545人（対前年度比7.0%増）、各月平均有効求職者数が38,349人（対前年度比1.9%減）で、その結果、年平均有効求人倍率は0.69倍となり対前年度比0.06ポイント上回り、3年連続して前年度より上昇している。

しかし、平成24年度の全国の年平均有効求人倍率0.82倍と比較すると、依然として厳しい水準が続いている。

このような中、平成24年度の熊本県宇城地域の有効求人倍率は0.62倍と県全体の0.69倍よりさらに低い状況にあり、雇用機会の確保に向けた取組みをしていく必要がある。

このため、地域雇用開発促進法第5条第1項に基づき、国の「地域雇用開発の促進に関する指針」を踏まえて「熊本県宇城地域雇用開発計画」を策定し、引き続き雇用対策に取り組むこととする。

1 熊本県宇城地域雇用開発促進地域の区域**(1) 地域の概要**

本地域は、熊本県のほぼ中央部に位置し、総面積は407km²と県全体の5.5%を占めている。

人口は、110,993人（平成22年国勢調査）と県全体の約6.1%を占め、比較的人口の集積度の高い地域である。しかし、この5年間で2,373人（2.1%）の減少となっている。

また、労働力人口は55,544人（平成22年国勢調査）であり、うち就業人口は51,820人となっている。平成17年からの5年間で労働力人口は2,311人の減少、就業人口は2,693人の減少となっている。

表 1 本地域の人口及び労働力人口の推移 (単位：人、%)

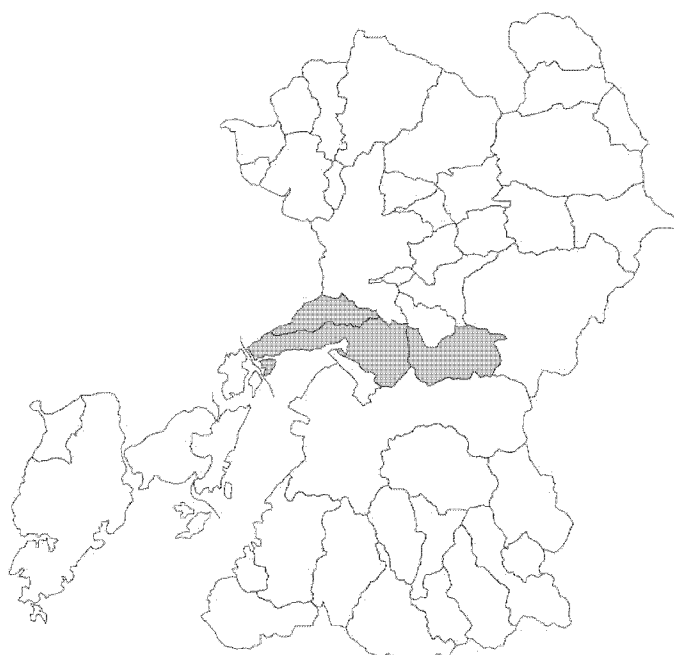
	平成17年	平成22年	H17-H22増減	
				割合 (%)
人口	113,366	110,993	▲ 2,373	▲ 2.1
労働力人口	57,855	55,544	▲ 2,311	▲ 4.0
うち就業人口	54,513	51,820	▲ 2,693	▲ 4.9

資料：国勢調査（平成17・22年）

(2) 区域

熊本県宇城地域の区域は次のとおりとする。

宇土市、宇城市、美里町の2市1町の区域



(3) 雇用開発促進地域とする理由

次のイ～ハにより、地域雇用開発促進法第2条第2項の規定による雇用開発促進地域に該当する。

イ 自然的経済的社会的条件

本地域は県の中央部に位置し、地域内には地形の変化に富んだ半島部や九州山地に連なる中山間部、それに挟まれるように熊本圏域に隣接した平野部で構成する地域的に連続した地域である。

地域内の平成18年の農業産出額は258億円（平成18年熊本県統計年鑑）となっており、県全体に占める割合は8.7%となっている。また、第2次産業では電気機器、IT関連産業等の製造業を中心に集積が進み、平成22年の製造品出荷額が1,842億円（平成22年工業統計調査）と県全体に占める割合は7.3%を占めている。また、第3次産業においては宇土市、宇城市を中心とした中心市街活性化や街づくり、市町を越えた地域の広域的な観光・物産情報発信事業などの取組みが行われている。

ロ 地域の求職者の状況

本地域の最近 3 年間における労働力人口に対する一般有効求職者数の月平均値の割合は 4.6% であり、全国の平均値 (4.0%) を上回っている。

表 2 本地域の最近 3 年間の一般有効求職者数 (月平均値) (単位: 人、%)

	全 国		本 地 域	
	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合
22 年度	2,663,064	4.2	3,298	4.7
23 年度	2,561,342	4.0	3,165	4.5
24 年度	2,410,620	3.8	3,123	4.5
平均値(a)		4.0		4.6

※ 労働力人口 (平成 22 年国勢調査) 全国: 63,699,101 人 本地域: 69,742 人
資料: 熊本労働局

ハ 地域の求人状況

本地域の最近 3 年間及び最近 1 年間の一般有効求人倍率の月平均値は、それぞれ 0.52 倍、0.62 倍で、求人倍率に係る要件を満たしていないが、常用有効求人倍率の月平均値は、最近 3 年間で 0.37 倍で基準値である 0.5 倍 (※) 以下となり、最近 1 年間でも 0.42 倍で基準値である 0.5 倍 (※) 以下となることから、要件に該当する。

※ 全国の常用有効求人倍率の月平均値に 3 分の 2 を乗じて得た率が、1 倍以上の時は 1 倍、0.5 倍未満である場合には 0.5 倍。ただし、全国平均が 0.5 倍未満の時は全国平均。

表 3 本地域の最近 3 年間の一般有効求人倍率 (月平均値) (単位: 倍)

	22 年度	23 年度	24 年度	3 年間平均
本地域	0.41	0.53	0.62	0.52
全国	0.56	0.68	0.82	0.69
全国 (2 / 3)	0.37	0.45	0.55	0.46

資料: 熊本労働局

表 4 本地域の最近 3 年間の常用有効求人倍率 (月平均値) (単位: 倍)

	22 年度	23 年度	24 年度	3 年間平均
本地域	0.30	0.38	0.42	0.37
全国	0.44	0.55	0.66	0.55
全国 (2 / 3)	0.29	0.37	0.44	0.37

資料: 熊本労働局

2 熊本県宇城地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

(1) 就業構造

平成 22 年の国勢調査によると、本地域の産業別人口の割合は、第 1 次産業が 14.4% (県全体 10.2%)、第 2 次産業が 22.7% (県全体 20.6%)、第 3 次産業が 61.3% (県全体 66.6%) となっており、県全体に比べ、第 1 次産業、第 2 次産業の比率が高く、第 3 次産業の比率が低い。

表 5 本地域の産業別人口

(単位：人)

	第 1 次	第 2 次	第 3 次
県全体	85,007	171,899	555,227
割合 (%)	10.2	20.6	66.6
本地域	7,465	11,787	31,756
割合 (%)	14.4	22.7	61.3

資料：国勢調査(平成 22 年)

(2) 一般職業紹介の状況

一般有効求人倍率については、平成 22 年度の 0.41 倍から平成 24 年度には 0.62 倍にまで上昇し、県内に所在するハローワーク 9 箇所のうち、宇城地域は中位に位置しているが、全国 (0.82 倍) と比較すると未だに低位にあり、厳しい水準が続いている。

平成 24 年度の学卒及びパートを除く年齢別一般職業紹介状況を見ると、本地域の月間有効求職者数に占める 45 歳以上の割合は県平均値 (42.1%) を上回り、45.0% となっている。それに対し就職件数は、県平均値 (34.9%) を若干上回る 36.8% となっているが、中高齢者の雇用環境は厳しい状況となっている。

表 6 本地域の有効求人倍率の推移 (パートを含む。)

	22年度	23年度	24年度
全国	0.56	0.68	0.82
県全体	0.51	0.63	0.69
本地域	0.41	0.53	0.62

資料：熊本労働局

表 7 本地域の年齢別職業紹介の状況(平成 24 年度実績)

		月間有効求職者数			就職件数		
		計	うち 45 歳以上	うち 55 歳以上	計	うち 45 歳以上	うち 55 歳以上
県全体	人数(人)	38,349	16,155	9,575	3,105	1,084	535
	割合 (%)	100.0	42.1	25.0	100.0	34.9	17.2
本地域	人数(人)	3,123	1,406	832	285	105	50
	割合 (%)	100.0	45.0	26.6	100.0	36.8	17.5

※月間有効求職者数：平成 24 年度の一般有効求職者の月平均

※就職件数：平成 24 年度の就職数の計

資料：熊本労働局

(3) 事業所の状況

本地域における事業所数は減少しており、平成 24 年では平成 21 年と比べ 419 所減の 4,334 所となっており、県内全体の事業所数に占める本地域内の事業所数の割合は 5.7% である。

また、本地域内に従事する者の数は平成 24 年では平成 21 年と比べ 4,657 人減の 38,339 人となっており、県内全体の事業所に従事する者の数に占める本地域内の事業所に従事する者の割合は 5.4% である。

表 8 本地域の事業所数及び従業者数の推移

	平成21年		平成24年		H21→H24増減			
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)		従業者数 (人)	
						割合(%)		割合(%)
県全体	83,780	789,424	76,334	708,413	△7,446	△8.9	△81,011	△10.3
本地域	4,753	42,996	4,334	38,339	△419	△8.8	△4,657	△10.8

資料：経済センサス-基礎調査(H21)、活動調査(H24 速報※)

※速報集計に基づくものであり、後日公表される確報集計結果とは異なる場合がある

3 熊本県宇城地域の地域雇用開発の目標に関する事項

本地域は、県中央部地域に位置し、熊本市まで距離的にも近く、JR、バスなど多様な交通アクセスが可能のため、熊本市方面への通勤が容易であり、管轄外への就職需要が高いことに加え、県内でも比較的企業の立地が進んでいる地域であるが、未だに雇用の機会は不足しており、若年者の流出による高齢化が進んでいる。

平成 24 年の経済センサス活動調査によると、本地域内の事業所の減少率は県全体の平均値よりも僅かに下回っているが、従業員の減少率については県全体の平均値よりも若干上回っている。

一般有効求人倍率は回復傾向にあるものの、県の平均値を下回っており、依然として厳しい雇用情勢が続いている。

そこで、交通インフラの優位性を活かした企業誘致活動に積極的に取り組むとともに、県と市町、ハローワークと連携し一体となった誘致活動を行うことにより、誘致の効果を高め、立地を促進し、新たな雇用の創出を図る。

また、本地域の農産物等、地域資源を活用した起業や地場企業の第二創業の誘導につながる人材育成、国等が実施する助成措置等を活用することにより、新たな雇用を創出する。

これらにより、次表のとおり、地域内の雇用開発人数を確保することを目標とする。

(計画期間中の雇用開発の目標)

種 別	雇用開発目標	備 考
企業誘致による雇用創出	60人	企業誘致分 19人×3年≒60人
奨励金等による雇用創出	220人	奨励金分 74人×3年≒220人
合 計	280人	

参考 1 H22.10.1~H25.9.30 の企業誘致による雇用人数(見込)50人

H19.10.1~H25.9.30 の企業誘致による雇用人数(見込)は111人で、年平均19人。

参考 2 H22. 10. 1～H25. 9. 30 の奨励金による雇用増加人数（見込）239 人
H19. 10. 1～H25. 9. 30 の奨励金による雇用増加人数（見込）は 446 人で、年平均 74 人。

4 熊本県宇城地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

（1）地域雇用開発の促進のための措置

イ 企業誘致

本地域の優れた交通インフラなどの優位性を活かした産業拠点としてのイメージをアピールするため、情報の収集や発信を行い、企業誘致に積極的に取り組む。

また、市町による誘致企業への工場設置、雇用に対する優遇措置等を講ずることにより企業の立地を促進する。

ロ インフラの整備

宇城氷川スマートインターチェンジへのアクセス機能の充実や地域高規格道路（熊本天草幹線道路）整備等、本地域の物流機能の優位性をさらに高めるための整備促進を行う。

ハ 観光産業の振興

宇城地域に点在する自然・歴史・文化等の様々な観光資源を活用した着地型観光（ニューツーリズム）の推進などの施策を通じて観光・サービス産業を振興する。

（2）地域雇用開発の促進に資する県の取組

イ 企業誘致の促進

① 創造的企業誘致の推進

これまでの産業集積を生かし、半導体由来の新しいエレクトロニクス関連企業や国内の自動車生産体制の再編を踏まえた関連企業及び今後高い成長が期待できるグリーンデバイス関連産業の新規立地に取り組むとともに、既に県内に立地している工場等が将来にわたって存続・発展できるよう、開発部門や他の生産部門の集約を促すなど更なる拠点性の向上を図っていく。

② 企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて交付する熊本県企業立地促進補助金を活用し、企業の立地を促進する。

ロ 新たな雇用機会の開発の促進

① 産業間連携による雇用の創出

農林水産業分野へ半導体や医薬品など他産業の技術の導入や加工技術等の高度化を図るなど、農林水産業界と商工業界が連携した取組みに加え、雇用の創出や担い手不足の解消のため、林建連携、農建連携の取組みを県内全域で展開する。

また、企業等の農業参入を進めるほか、農家により高い利益をもたらす 6

次産業化の推進、農産加工支援の拡大等の取組みを重点的に推進することで、「稼げる農林水産業」を実現し、雇用の創出につなげる。

② 「福祉」産業による雇用の創出

・福祉ビジネスの支援

「福祉」を内需や雇用を支える基幹産業として捉え、成長を促していく。

・介護人材の確保

質の高い人材の安定的な確保や定着のため、行政や関係団体など関係機関と連携を図り、介護職員の処遇改善や人材確保の取組みを進めていく。

また、介護についての県民の理解と認識を深め、介護職の魅力を発信し、イメージアップを図り介護人材の確保を図る。

③ 地域産業の育成等による雇用の創出

「熊本県産業振興ビジョン2011」及び「熊本県産業振興アクションプラン2011」に基づき、経済情勢や県内企業・業界のニーズを踏まえながら産業振興に取り組む。

・重点成長5分野におけるフォレスト（産業集積）の形成へ向けた支援

今後成長が期待できる「セミコンダクタ関連分野」、「モビリティ関連分野」、「クリーン関連分野」、「フード&ライフ関連分野」、「社会・システム関連分野」の5分野を重点成長分野として設定。各分野でフォレストの形成を進めるため、人材育成、地域企業の高度化、新産業創出、研究開発等の取組みを行う。

・リーディング企業の育成・創出

県経済を力強く牽引していくリーディング企業を育成するため、産業支援機関、金融機関、大学等の協力機関との連携によりサポートチームを作り、総合的かつ継続的に支援を行う。

④ 事業主への支援

・地域雇用創出助成金

県内企業（知事の認定を受けたリーディング育成企業及びサブ・リーディング育成企業、又は障がい者を新たに雇用する企業）の新たな事業展開等の取組みに対して、労働力の確保の面から当該企業を支援することにより、地域の雇用機会の創出を図る。

・地域雇用開発助成金

地域雇用開発助成金（地域雇用開発奨励金）等の国の助成制度活用を促進することにより、企業の雇用や人材育成へのインセンティブを高め、新たな雇用機会の開発を促進する。

・地場企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する地場企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて補助金を交付することにより、企業の立地を促進する。

ハ 職業能力開発の推進

熊本県労働・人材育成計画に基づき、次世代を担う人材の育成を強化するため、勤労観・職業観を育むキャリア教育の一層の充実を図るとともに、「もの

づくり」の分野において若年技能者の育成・確保につながる施策を推進する。

また、重点成長5分野や介護、情報通信など今後成長が見込まれる分野に対応した人材育成のための公共職業訓練の見直しや在職者訓練の充実により、地域産業や企業を支える人材の育成・確保を推進する。

① 地域産業や企業を支える人材の育成等

熊本県労働・人材育成計画に基づき、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構や認定職業訓練校と連携して、技術短期大学校、高等技術専門校等の県立公共職業能力開発施設における新規学卒者や在職者訓練、離転職者訓練、障がい者訓練及び若年者訓練を実施するとともに、「熊本県ものづくりを中心とする産業人材強化戦略」に沿って時代のニーズに合った人材の強化策の検討を進める。

② 産業界・教育界・行政間の連携によるキャリア教育の推進

キャリア教育に対する産業界や行政の支援策として、インターンシップや職業体験等に協力を行う事業所を募集、登録する「キャリア教育応援団」などの事業に取り組む。

また、ジョブカフェくまもとにおいて、若年者の就業に関する悩みの相談、職業能力開発に関する相談や訓練に関する情報提供、職業紹介等、相談から就職まで連続したワンストップサービス機能の充実を図り、若年者の就職キャリアを支援する。

さらに、若年無業者の自立を支援するため、NPOとのパートナーシップにより、「うき若者サポートステーション」を中核機関とし、他の支援機関と連携を図りながら包括的な支援を行う。

二 情報提供及び情報収集

① 熊本県地域雇用対策推進員の配置

熊本県地域雇用対策推進員をハローワークに配置し、雇用対策に関する各種施策の周知徹底を図るとともに、地域の雇用状況や企業の動向等の情報収集を行う。

② ジョブカフェ・ランチの活用

若年者へのきめ細かな就職支援のため、各地域振興局にジョブカフェ・サテライト員を配置し、適職診断、各種セミナーの紹介、若年者と就労の場をつなぐマッチング等の支援を行い、若年者の県内就職を促進する。

③ 熊本しごといいねっとの運用

団塊世代をはじめとする高齢者やUターン希望者を対象に、起業・創業、雇用、NPO活動ボランティア、就農等の関連情報の一元化を図るとともに、高齢者と就労の場をつなぐマッチングサイト「熊本しごといいねっと」を運用する。また、子供・若者の勤労観・職業観を育むキャリア教育について、協力事業所等に関するデータベースの構築を行うとともに、キャリア教育に関連する情報の一元化を図る。

④ 産業人材強化に関する情報提供の実施

「産業人材強化戦略」に基づき、コーディネーターを配置したワンストップサービス窓口及び「産業人材強化ポータルサイト ジョブチャンネルくま

もと」を運用し、産業・教育・経済・行政等各界が連携して、産業人材強化に関する情報の一元的な提供を行う。

ホ 関係機関との連携

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、関係市町、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、その意向の反映に努める。

5 計画期間に関する事項

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から平成28年9月末日までとする。

6 その他

旧富合町（平成20年10月6日付けで熊本市と合併）及び旧城南町（平成22年3月23日付けで熊本市と合併）については、本計画の区域には指定しないが、労働局資料については、分離して計上することが困難であるため、旧富合町、旧城南町の数値を含む。

熊本県公告第575号

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第1項の規定により策定した熊本県荒尾・玉名地域雇用開発計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

はじめに

県内の雇用失業情勢は、平成24年度の各月平均有効求人数が26,545人（対前年度比7.0%増）、各月平均有効求職者数が38,349人（対前年度比1.9%減）で、その結果、年平均有効求人倍率は0.69倍となり対前年度比0.06ポイント上回り、3年連続して前年度より上昇している。

しかし、平成24年度の全国の年平均有効求人倍率0.82倍と比較すると、依然として厳しい水準が続いている。

このような中、平成24年度の熊本県荒尾・玉名地域の有効求人倍率は0.68倍と県全体の0.69倍よりさらに低い状況にあり、雇用機会の確保に向けた取組みをしていく必要がある。

このため、地域雇用開発促進法第5条第1項に基づき、国の「地域雇用開発の促進に関する指針」を踏まえて「熊本県荒尾・玉名地域雇用開発計画」を策定し、引き続き雇用対策に取り組むこととする。

1 熊本県荒尾・玉名地域雇用開発促進地域の区域

(1) 地域の概要

本地域は、熊本県の北西部に位置し、総面積は421km²と県全体の5.7%を占めている。

人口は、168,821人（平成22年国勢調査）と、県全体の約9.3%を占め、県の中では比較的人口の集積度の高い地域である。しかし、平成17年からの5年間で5,100人（2.9%）の減少となっており、県全体の人口減少率1.3%と比較しても人口減少の割合が大きい。

また、労働力人口は81,814人（平成22年国勢調査）であり、うち就業人口は75,545人となっている。平成17年からの5年間で労働力人口は3,440人、就業人口は3,837人減少している。

表1 本地域の人口及び労働力人口の推移 (単位：人、%)

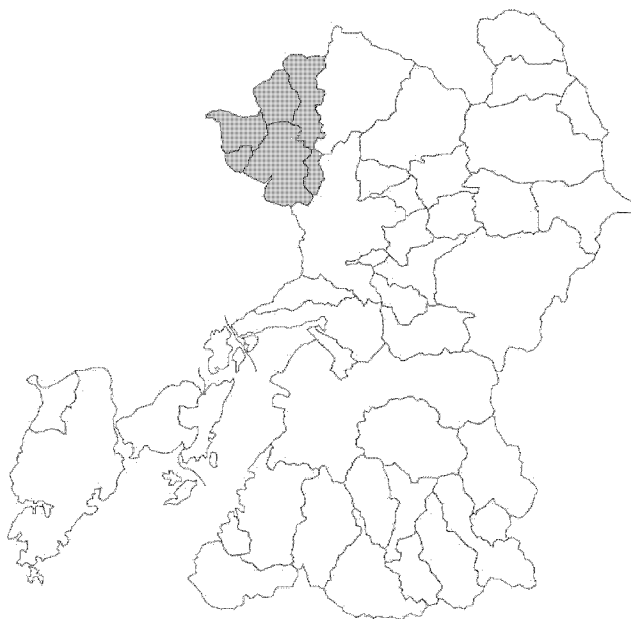
	平成17年	平成22年	H17-H22増減	
			人数	割合 (%)
人口	173,921	168,821	▲ 5,100	▲ 2.9
労働力人口	85,254	81,814	▲ 3,440	▲ 4.0
うち就業人口	79,382	75,545	▲ 3,837	▲ 4.8

資料：国勢調査（平成17・22年）

(2) 区域

熊本県荒尾・玉名地域の区域は次のとおりとする。

荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町の2市4町の区域



(3) 雇用開発促進地域とする理由

次のイ～ハにより、地域雇用開発促進法第2条第2項の規定による雇用開発促進地域に該当する。

イ 自然的経済的社会的条件

本地域は熊本都市圏と福岡県の上に位置するとともに、九州新幹線、JR鹿児島本線、九州縦貫自動車道が貫くなど交通の便に恵まれた地域である。自然条件としては、有明海や菊池川、小岱山といった豊かな自然に恵まれた地域であり、包括して「荒尾・玉名地域」と呼ばれるなど、地理的に連続性・一体性を有した市町により構成されている。

地域内の平成18年の農業産出額は348億円（平成18年熊本県生産農業所得統計）となっており、県全体に占める割合は11.6%となっている。また、第2次産業では電気機械器具製造業や造船業等の製造業の集積が進み、平成22年の製造品出荷額が4,164億円（平成22年工業統計調査）と県全体に占める割合は16.5%を占めている。また、第3次産業においては、九州新幹線全線開業を契機としてさらなる交流人口の増加を図るため、新玉名駅を玄関口とし、菊池川流域にある温泉や多彩な歴史・文化遺産などの豊富な地域資源を生かしたテーマ性のある観光ルートの開発や県境を越えた有明・島原地域の連携による交流など、広域連携の動きが活発化している。

ロ 地域の求職者の状況

本地域の最近3年間における労働力人口に対する一般有効求職者数の月平均値の割合は4.6%であり、全国の平均値（4.0%）を上回っている。

表2 本地域の最近3年間の一般有効求職者数(月平均値) (単位：人、%)

	全 国		本 地 域	
	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合
22年度	2,663,064	4.2	3,961	4.8
23年度	2,561,342	4.0	3,674	4.5
24年度	2,410,620	3.8	3,651	4.5
平均値(a)		4.0		4.6

※ 労働力人口(平成22年国勢調査) 全国：63,699,101人 本地域：81,814人
資料：熊本労働局

ハ 地域の求人の状況

本地域の最近3年間及び最近1年間の一般有効求人倍率の月平均値は、それぞれ0.58倍、0.68倍で、求人倍率に係る要件を満たしていないが、常用有効求人倍率の月平均値は、最近3年間で0.44倍で基準値である0.5倍(※)以下となり、最近1年間でも0.5倍で基準値である0.5倍(※)以下となることから、要件に該当する。

※全国の常用有効求人倍率の月平均値に3分の2を乗じて得た率が、1倍以上の時は1倍、0.5倍未満である場合には0.5倍。ただし、全国平均が0.5倍未満の時は全国平均。

表3 本地域の最近3年間の一般有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	22年度	23年度	24年度	3年間平均
本地域	0.45	0.61	0.68	0.58
全国	0.56	0.68	0.82	0.69
全国(2/3)	0.37	0.45	0.55	0.46

資料:熊本労働局

表4 本地域の最近3年間の常用有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	22年度	23年度	24年度	3年間平均
本地域	0.36	0.45	0.50	0.44
全国	0.44	0.55	0.66	0.55
全国(2/3)	0.29	0.37	0.44	0.37

資料:熊本労働局

2 熊本県荒尾・玉名地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

(1) 就業構造

平成22年の国勢調査によると、当該地域の産業別人口の割合は、第1次産業が12.6%(県全体10.2%)、第2次産業が28.1%(県全体20.6%)、第3次産業が58.3%(県全体66.6%)となっており、県全体に比べ、第1次産業、第2次産業の比率が高く、第3次産業の比率が低い。

表5 本地域の産業別人口

(単位:人)

	第1次	第2次	第3次
県全体	85,007	171,899	555,227
割合(%)	10.2	20.6	66.6
本地域	9,521	21,198	44,055
割合(%)	12.6	28.1	58.3

資料:国勢調査(平成22年)

(2) 一般職業紹介の状況

一般有効求人倍率については、平成22年度の0.45倍から平成24年度には、県の平均値(0.69倍)並みの0.68倍となり県内に所在するハローワーク9箇所のうち、荒尾・玉名地域は中位に位置している。

しかし、全国の平均値(0.82倍)と比較すると未だに低位にあり、厳しい水準が続いている。

平成24年度の学卒及びパートを除く年齢別一般職業紹介状況を見ると、本地域の月間有効求職者数に占める45歳以上の割合は、県平均値(42.1%)を上回り、46.0%となっている。それに対し就職件数は、県平均値(34.9%)を若干上回る36.3%となっているが、中高齢者の雇用環境は厳しい状況とな

っている。

表6 本地域の有効求人倍率の推移（パートを含む。）

	22年度	23年度	24年度
全国	0.56	0.68	0.82
県全体	0.51	0.63	0.69
本地域	0.45	0.61	0.68

資料：熊本労働局

表7 本地域の年齢別職業紹介の状況（平成24年度実績）

		月間有効求職者数			就職件数		
		計	うち45歳以上	うち55歳以上	計	うち45歳以上	うち55歳以上
県全体	人数(人)	38,349	16,155	9,575	3,105	1,084	535
	割合(%)	100.0	42.1	25.0	100.0	34.9	17.2
本地域	人数(人)	3,651	1,678	1,057	369	134	70
	割合(%)	100.0	46.0	29.0	100.0	36.3	19.0

※月間有効求職者数：平成24年度の一般有効求職者の月平均

※就職件数：平成24年度の就職数の計

資料：熊本労働局

(3) 事業所の状況

本地域における事業所数は減少しており、平成24年では平成21年と比べ770所減の5,919所となっており、県内全体の事業所数に占める本地域内の事業所数の割合は7.8%である。

また、本地域内に従事する者の数は平成24年では平成21年と比べ6,787人減の53,705人となっており、県内全体の事業所に従事する者の数に占める本地域内の事業所に従事する者の割合は7.6%である。

表8 本地域の事業所数及び従業者数の推移

	平成21年		平成24年		H21→H24増減			
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数		
						割合(%)	(人)	割合(%)
県全体	83,780	789,424	76,334	708,413	△7,446	△8.9	△81,011	△10.3
本地域	6,689	60,492	5,919	53,705	△770	△11.5	△6,787	△11.2

資料：経済センサス-基礎調査(H21)、活動調査(H24速報※)

※速報集計に基づくものであり、後日公表される確報集計結果とは異なる場合がある

3 熊本県荒尾・玉名地域の地域雇用開発の目標に関する事項

本地域は、熊本都市圏と福岡県の上に位置するという地理的優位性や物流の利便性によりIT関連産業等の電気機械器具製造業や造船業等の製造業が集積している地域である。しかし、生産拠点の海外移転やIT不況により、地域内の経済情勢は悪化し、事業所数及び従業者数の減少は、いずれも県の平均を上回る速度で進んでおり、

企業誘致や新事業の創出、地域内企業が求める人材の確保等、新たな雇用機会を創出することが重要である。

このため、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業し、県北の玄関口として大きな役割を担っている本地域の地理的優位性や高速交通基盤などのメリットを十分に享受するため、地域内の交通アクセスの向上を図る。

また、県と市町、ハローワークと連携し一体となった誘致活動を行うことにより、企業誘致の効果を高め、企業の立地を促進し、新たな雇用の創出を図る。

荒尾市においては、荒尾カートピア（Car-utopia）構想に基づき「自動車産業を核とした産業と人材が輝く活力再生都市」を目指し、平成18年度から平成27年度の期間中に自動車関連企業を20社誘致し2,000人以上の雇用創出を目標としており、平成24年度までの誘致企業数は12社、320人程度の雇用に繋がっている。

これらにより、下表のとおり、地域内の雇用開発人数を確保することを目標とする。

（計画期間中の雇用開発の目標）

種 別	雇用開発目標	備 考
企業誘致による雇用創出	210人	企業誘致分 327人×327/498≒210人
奨励金等による雇用創出	200人	奨励金分 66人×3年≒200人
合 計	410人	

参考1 H22.10.1～H25.9.30の企業誘致による雇用人数（見込）327人

H19.10.1～H22.9.30の企業誘致による雇用人数は498人

参考2 H22.10.1～H25.9.30の奨励金による雇用増加人数（見込）275人

H19.10.1～H25.9.30の奨励金による雇用増加人数（見込）は396人で、年平均66人。

4 熊本県荒尾・玉名地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

（1）地域雇用開発の促進のための措置

イ 企業誘致

労働力確保、自動車産業等が集積する北部九州への輸送コストなどの面で優れた立地環境のメリットを生かし、積極的に企業誘致を促進する。

また、市町による誘致企業への工場設置、雇用に対する優遇措置等を講ずることにより企業の立地を促進する。

ロ インフラの整備

九州新幹線全線開業による県北地域の玄関口としての機能強化を図るため、新玉名駅周辺の道路ネットワークの強化及び南関インター～荒尾・長洲幹線道路整備事業による九州縦貫自動車道インターチェンジへのアクセスの強化、長洲港の港湾機能の強化などによって、物流機能の拡大、企業誘致の促進、観光関連産業の振興を図る。

ハ 観光産業の振興

菊池川流域の温泉地、歴史資源、物産施設などの連携及び有明海沿岸地域の連携による交流を促進し、大規模レジャー施設、玉名温泉、各市町の観光物産施設などを連携させた、広域的観光ルートの開発等、その相乗効果により地域全体としての観光振興を図る。

(2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組

イ 企業誘致の促進

① 創造的企業誘致の推進

これまでの産業集積を生かし、半導体由来の新しいエレクトロニクス関連企業や国内の自動車生産体制の再編を踏まえた関連企業及び今後高い成長が期待できるグリーンデバイス関連産業の新規立地に取り組むとともに、既に県内に立地している工場等が将来にわたって存続・発展できるよう、開発部門や他の生産部門の集約を促すなど更なる拠点性の向上を図っていく。

② 企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて交付する熊本県企業立地促進補助金を活用し、企業の立地を促進する。

ロ 新たな雇用機会の開発の促進

① 産業間連携による雇用の創出

農林水産業分野へ半導体や医薬品など他産業の技術の導入や加工技術等の高度化を図るなど、農林水産業界と商工業界が連携した取組みに加え、雇用の創出や担い手不足の解消のため、林建連携、農建連携の取組みを県内全域で展開する。

また、企業等の農業参入を進めるほか、農家により高い利益をもたらす6次産業化の推進、農産加工支援の拡大等の取組みを重点的に推進することで、「稼げる農林水産業」を実現し、雇用の創出につなげる。

② 「福祉」産業による雇用の創出

・福祉ビジネスの支援

「福祉」を内需や雇用を支える基幹産業として捉え、成長を促していく。

・介護人材の確保

質の高い人材の安定的な確保や定着のため、行政や関係団体など関係機関と連携を図り、介護職員の処遇改善や人材確保の取組みを進めていく。

また、介護についての県民の理解と認識を深め、介護職の魅力を発信し、イメージアップを図り介護人材の確保を図る。

③ 地域産業の育成等による雇用の創出

「熊本県産業振興ビジョン2011」及び「熊本県産業振興アクションプラン2011」に基づき、経済情勢や県内企業・業界のニーズを踏まえながら産業振興に取り組む。

・重点成長5分野におけるフォレスト（産業集積）の形成へ向けた支援

今後成長が期待できる「セミコンダクタ関連分野」、「モビリティ関連分野」、「クリーン関連分野」、「フード&ライフ関連分野」、「社会・システム

関連分野」の5分野を重点成長分野として設定。各分野でフォレストの形成を進めるため、人材育成、地域企業の高度化、新産業創出、研究開発等の取組みを行う。

・リーディング企業の育成・創出

県経済を力強く牽引していくリーディング企業を育成するため、産業支援機関、金融機関、大学等の協力機関との連携によりサポートチームを作り、総合的かつ継続的に支援を行う。

④ 事業主への支援

・地域雇用創出助成金

県内企業（知事の認定を受けたリーディング育成企業及びサブ・リーディング育成企業、又は障がい者を新たに雇用する企業）の新たな事業展開等の取組みに対して、労働力の確保の面から当該企業を支援することにより、地域の雇用機会の創出を図る。

・地域雇用開発助成金

地域雇用開発助成金（地域雇用開発奨励金）等の国の助成制度活用を促進することにより、企業の雇用や人材育成へのインセンティブを高め、新たな雇用機会の開発を促進する。

・地場企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する地場企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて補助金を交付することにより、企業の立地を促進する。

ハ 職業能力開発の推進

熊本県労働・人材育成計画に基づき、次世代を担う人材の育成を強化するため、勤労観・職業観を育むキャリア教育の一層の充実を図るとともに、「ものづくり」の分野において若年技能者の育成・確保につながる施策を推進する。

また、重点成長5分野や介護、情報通信など今後成長が見込まれる分野に対応した人材育成のための公共職業訓練の見直しや在職者訓練の充実により、地域産業や企業を支える人材の育成・確保を推進する。

① 地域産業や企業を支える人材の育成等

熊本県労働・人材育成計画に基づき、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構や認定職業訓練校と連携して、技術短期大学校、高等技術専門校等の県立公共職業能力開発施設における新規学卒者や在職者訓練、離転職者訓練、障がい者訓練及び若年者訓練を実施するとともに、「熊本県ものづくりを中心とする産業人材強化戦略」に沿って時代のニーズに合った人材の強化策の検討を進める。

② 産業界・教育界・行政のパートナーシップによるキャリア教育の推進

キャリア教育に対する産業界や行政の支援策として、インターンシップや職業体験等に協力を行う事業所を募集、登録する「キャリア教育応援団」などの事業に取り組む。

また、ジョブカフェくまもとにおいて、若年者の就業に関する悩みの相談、職業能力開発に関する相談や訓練に関する情報提供、職業紹介等、相談から

就職まで連続したワンストップサービス機能の充実を図り、若年者の就職キャリアを支援する。

さらに、若年無業者の自立を支援するため、NPOとのパートナーシップにより、「たまな若者サポートステーション」を中核機関とし、他の支援機関と連携を図りながら包括的な支援を行う。

二 情報提供及び情報収集

① 熊本県地域雇用対策推進員の配置

熊本県地域雇用対策推進員をハローワークに配置し、雇用対策に関する各種施策の周知徹底を図るとともに、地域の雇用状況や企業の動向等の情報収集を行う。

② ジョブカフェ・ランチの活用

若年者へのきめ細かな就職支援のため、各地域振興局にジョブカフェ・サテライト員を配置し、適職診断、各種セミナーの紹介、若年者と就労の場をつなぐマッチング等の支援を行い、若年者の県内就職を促進する。

③ 熊本しごといいねっとの運用

団塊世代をはじめとする高齢者やUターン希望者を対象に、起業・創業、雇用、NPO活動ボランティア、就農等の関連情報の一元化を図るとともに、高齢者と就労の場をつなぐマッチングサイト「熊本しごといいねっと」を運用する。また、子供・若者の勤労観・職業観を育むキャリア教育について、協力事業所等に関するデータベースの構築を行うとともに、キャリア教育に関連する情報の一元化を図る。

④ 産業人材強化に関する情報提供の実施

「産業人材強化戦略」に基づき、コーディネーターを配置したワンストップサービス窓口及び「産業人材強化ポータルサイト ジョブチャンネルくまもと」を運用し、産業・教育・経済・行政等各界が連携して、産業人材強化に関する情報の一元的な提供を行う。

ホ 関係機関との連携

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、関係市町、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、その意向の反映に努める。

また、観光面においては、県を越えて福岡県大牟田市や長崎県雲仙島原地域の観光・商工関係者とも会議等を実施し、連携を深めている。

5 計画期間に関する事項

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から平成28年9月末日までとする。

熊本県公告第576号

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第1項の規定により策定した熊本県八代地域雇用開発計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

はじめに

県内の雇用失業情勢は、平成24年度の各月平均有効求人数が26,545人（対前年度比7.0%増）、各月平均有効求職者数が38,349人（対前年度比1.9%減）で、その結果、年平均有効求人倍率は0.69倍となり対前年度比0.06ポイント上回り、3年連続して前年度より上昇している。

しかし、平成24年度の全国の年平均有効求人倍率0.82倍と比較すると、依然として厳しい水準が続いている。

このような中、平成24年度の熊本県八代地域の有効求人倍率は0.56倍と県全体の0.69倍よりさらに低い状況にあり、雇用機会の確保に向けた取組みをしていく必要がある。

このため、地域雇用開発促進法第5条第1項に基づき、国の「地域雇用開発の促進に関する指針」を踏まえて「熊本県八代地域雇用開発計画」を策定し、引き続き雇用対策に取り組むこととする。

1 熊本県八代地域雇用開発促進地域の区域**（1）地域の概要**

本地域は、県の中南部に位置し、総面積は713km²と県全体の9.6%を占めている。

人口は、144,981人（平成22年国勢調査）と県全体の約8.0%を占めているが、平成17年からの5年間で5,137人（3.4%）の減少となっており、県全体の人口減少率1.3%と比較しても人口の減少幅が大きい。

また、労働力人口は70,713人（平成22年国勢調査）であり、うち就業人口は65,306人となっている。平成17年からの5年間で労働力人口は5,059人、就業人口は6,341人減少している。

表1 本地域の人口及び労働力人口の推移（単位：人、%）

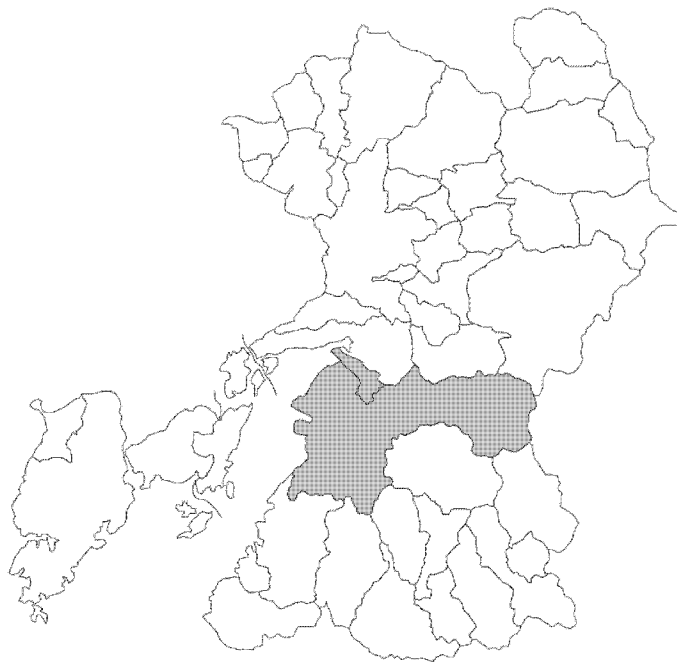
	平成17年	平成22年	H17-H22増減	
			▲ 5,137	▲ 3.4
人口	150,118	144,981	▲ 5,137	▲ 3.4
労働力人口	75,772	70,713	▲ 5,059	▲ 6.7
うち就業人口	71,647	65,306	▲ 6,341	▲ 8.9

資料：国勢調査（平成17・22年）

（2）区域

熊本県八代地域の区域は次のとおりとする。

八代市、氷川町の1市1町の区域



(3) 雇用開発促進地域とする理由

次のイ～ハにより、地域雇用開発促進法第2条第2項の規定による雇用開発促進地域に該当する。

イ 自然的経済的社会的条件

本地域は、九州のほぼ中央に位置し、東は九州山脈、西は肥沃な八代平野が開け八代海に面した、地理的に連続した地域である。

第1次産業では、500年の栽培の歴史を持つイ草と干拓地に一大産地が形成されているトマト、柑橘類栽培が盛んである。また、第2次産業では、臨海工業用地の造成、港湾施設の整備充実が図られ、九州縦貫自動車道、南九州西回り自動車道、九州新幹線鹿児島ルート、八代港等、陸・海交通の要衝としての機能を有していることから、日本製紙、興人、メルシャン、YKK、ヤマハ熊本プロダクツ等の企業が進出し、県南最大の工業都市として発展してきた。本地域は、港湾機能の充実や交通インフラの優位性を活かした南九州の流通拠点づくりと、全国有数の農業生産地域の体力強化に重点的に取り組み、県南拠点地域の形成を目指している。

ロ 地域の求職者の状況

本地域の最近3年間における労働力人口に対する一般有効求職者数の月平均値の割合は4.8%であり、全国の平均値(4.0%)を上回っている。

表 2 本地域の最近 3 年間の一般有効求職者数(月平均値) (単位:人、%)

	全 国		本 地 域	
	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合
22年度	2,663,064	4.2	3,616	5.1
23年度	2,561,342	4.0	3,382	4.8
24年度	2,410,620	3.8	3,245	4.6
平均値(a)		4.0		4.8

※ 労働力人口(平成 22 年国勢調査) 全国:63,699,101 人 本地域:70,713 人
資料:熊本労働局

ハ 地域の求人の状況

本地域の最近 3 年間及び最近 1 年間の一般有効求人倍率の月平均値は、それぞれ 0.51 倍、0.56 倍で、求人倍率に係る要件を満たしていないが、常用有効求人倍率の月平均値は、最近 3 年間で 0.37 倍で基準値である 0.5 倍(※)以下となり、最近 1 年間でも 0.41 倍で基準値である 0.5 倍(※)以下となることから、要件に該当する。

※全国の常用有効求人倍率の月平均値に 3分の2 を乗じて得た率が、1 倍以上の時は 1 倍、0.5 倍未満である場合には 0.5 倍。ただし、全国平均が 0.5 倍未満の時は全国平均。

表 3 本地域の最近 3 年間の一般有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	22年度	23年度	24年度	3年間平均
本地域	0.41	0.56	0.56	0.51
全国	0.56	0.68	0.82	0.69
全国(2/3)	0.37	0.45	0.55	0.46

資料:熊本労働局

表 4 本地域の最近 3 年間の常用有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	22年度	23年度	24年度	3年間平均
本地域	0.30	0.39	0.41	0.37
全国	0.44	0.55	0.66	0.55
全国(2/3)	0.29	0.37	0.44	0.37

資料:熊本労働局

2 熊本県八代地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

(1) 就業構造

平成 22 年の国勢調査によると、本地域の産業別人口の割合は、第 1 次産業が 15.2% (県全体 10.2%)、第 2 次産業が 22.2% (県全体 20.6%)、第 3 次産業が 60.4% (県全体 66.6%) となっており、県全体に比べ、第 1 次産業、第 2 次産業の比率が高く、第 3 次産業の比率が低い。

表5 本地域の産業別人口 (単位：人)

	第1次	第2次	第3次
県全体	85,007	171,899	555,227
割合(%)	10.2	20.6	66.6
本地域	9,951	14,495	39,455
割合(%)	15.2	22.2	60.4

資料：国勢調査(平成22年)

(2) 一般職業紹介の状況

一般有効求人倍率については、平成22年度の0.41倍から平成24年度には0.56倍にまで上昇したが、県内に所在するハローワーク9箇所のうち、八代地域は下位に位置し、全国(0.82倍)及び県(0.69倍)と比較しても厳しい水準が続いている。

平成24年度の学卒及びパートを除く年齢別一般職業紹介状況を見ると、本地域の月間有効求職者数に占める45歳以上の割合は県平均値(42.1%)を上回り、44.3%となっている。それに対し就職件数は、県平均値(34.9%)を若干上回る36.7%となっているが、中高齢者の雇用環境は厳しい状況となっている。

表6 本地域の有効求人倍率の推移(パートを含む。)

	22年度	23年度	24年度
全国	0.56	0.68	0.82
県全体	0.51	0.63	0.69
本地域	0.41	0.56	0.56

資料：熊本労働局

表7 本地域の年齢別職業紹介の状況(平成24年度実績)

		月間有効求職者数			就職件数		
		計	うち45歳以上	うち55歳以上	計	うち45歳以上	うち55歳以上
県全体	人数(人)	38,349	16,155	9,575	3,105	1,084	535
	割合(%)	100.0	42.1	25.0	100.0	34.9	17.2
本地域	人数(人)	3,245	1,436	841	327	120	56
	割合(%)	100.0	44.3	25.9	100.0	36.7	17.1

※月間有効求職者数：平成24年度の一般有効求職者の月平均

※就職件数：平成24年度の実績数の計

資料：熊本労働局

(3) 事業所の状況

本地域における事業所数は減少しており、平成24年では平成21年と比べ657所減の6,636所となっており、県内全体の事業所数に占める本地域内の事業所数の割合は8.7%である。

また、本地域内に従事する者の数は平成24年では平成21年と比べ5,361人減の53,836人となっており、県内全体の事業所に従事する者の数に占

める本地域内の事業所に従事する者の割合は7.6%である。

表8 本地域の事業所数及び従業者数の推移

	平成21年		平成24年		H21→H24増減			
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	割合(%)	従業者数 (人)	割合(%)
県全体	83,780	789,424	76,334	708,413	△7,446	△8.9	△81,011	△10.3
本地域	7,293	59,197	6,636	53,836	△657	△9.0	△5,361	△9.1

資料：経済センサス-基礎調査(H21)、活動調査(H24速報※)

※速報集計に基づくものであり、後日公表される確報集計結果とは異なる場合がある

3 熊本県八代地域の地域雇用開発の目標に関する事項

本地域は、県内第二の都市である八代市を擁し、かつては県内随一の産業集積度を誇り農業も高い生産性を示してきた。農業分野の求人が多い本地域では、農業施策と連携した雇用環境の整備を図る必要があり、さらに、昨今の産業構造の変化や外国産品との競争等の環境変化への対応も求められている。

平成24年の経済センサス活動調査によると、本地域内の事業所の減少率は、県平均並みで、従業員の減少率は県平均を下回っているが、減少傾向は続いており、企業誘致や新事業の創出、地域内企業が求める人材の確保等、新たな雇用機会を創出することが重要である。

このため、アジア等対外貿易の拠点としての八代港、南九州西回り自動車道や九州縦貫自動車道、さらには九州新幹線新八代駅などの本地域の交通結節点の優位性を生かし、港湾流通拠点、高速流通拠点、流通ストック拠点への積極的な企業誘致や物流集積基地の形成を図る。

また、県と市町、ハローワークと連携し一体となった誘致活動を行うことにより、誘致の効果を高め、立地を促進し、新たな雇用の創出を図る。

これらにより、下表のとおり、地域内の雇用開発人数を確保することを目標とする。

(計画期間中の雇用開発の目標)

種 別	雇用開発目標	備 考
企業誘致による雇用創出	40人	企業誘致分 14人×3年≒40人
奨励金等による雇用創出	320人	奨励金分 105人×3年≒320人
合 計	360人	

参考1 H22.10.1～H25.9.30の企業誘致による雇用人数(見込)36人

H19.10.1～H25.9.30の企業誘致による雇用人数(見込)は85人で、年平均14人。

参考2 H22.10.1～H25.9.30の奨励金による雇用増加人数(見込)445人

H19.10.1～H25.9.30の奨励金による雇用増加人数(見込)は631人で、年平均105人。

4 熊本県八代地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

(1) 地域雇用開発の促進のための措置

イ 企業誘致

八代港に面する臨海型工業用地や内陸部の空地、空工場等への企業誘致を一層推進することにより、雇用の創出と地域の活性化を図る。

また、県・市町による誘致企業への工場設置、雇用に対する優遇措置等を講ずることにより企業の立地を促進する。

ロ インフラの整備

八代港における14m岸壁の整備、新八代駅周辺の県道の整備等、ハード・ソフト両面から物流インフラの充実を図ることにより、産業の集積を図る。

ハ 観光産業の振興

日奈久温泉(八代市)、五家荘(八代市)、立神峡(氷川町)、竜北公園(氷川町)等の地域の自然、歴史、文化遺産を活用した観光・サービス産業を振興することにより、新たな雇用の創出を図る。

ニ 『くまもと県南フードバレー構想』の展開

県南(八代、水俣・芦北、人吉・球磨)地域の豊富な農林水産物を生かし、6次産業化や農商工連携の促進により、地域内の農林水産物の高付加価値化を図るとともに、食品・バイオなどの研究開発機能や企業を集積させる「フードバレー」の形成を推進することで、地域の活性化を目指す。

(2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組

イ 企業誘致の促進

① 創造的企業誘致の推進

これまでの産業集積を生かし、半導体由来の新しいエレクトロニクス関連企業や国内の自動車生産体制の再編を踏まえた関連企業及び今後高い成長が期待できるグリーンデバイス関連産業の新規立地に取り組むとともに、既に県内に立地している工場等が将来にわたって存続・発展できるよう、開発部門や他の生産部門の集約を促すなど更なる拠点性の向上を図っていく。

② 企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて交付する熊本県企業立地促進補助金を活用し、企業の立地を促進する。

ロ 新たな雇用機会の開発の促進

① 産業間連携による雇用の創出

農林水産分野へ半導体や医薬品など他産業の技術の導入や加工技術等の高度化を図るなど、農林水産業界と商工業界が連携した取組みに加え、雇用の創出や担い手不足の解消のため、林建連携、農建連携の取組みを県内全域で展開する。

また、企業等の農業参入を進めるほか、農家により高い利益をもたらす6次産業化の推進、農産加工支援の拡大等の取組みを重点的に推進することで、「稼げる農林水産業」を実現し、雇用の創出につなげる。

② 「福祉」産業による雇用の創出

・福祉ビジネスの支援

「福祉」を内需や雇用を支える基幹産業として捉え、成長を促していく。

・介護人材の確保

質の高い人材の安定的な確保や定着のため、行政や関係団体など関係機関と連携を図り、介護職員の処遇改善や人材確保の取組みを進めていく。

また、介護についての県民の理解と認識を深め、介護職の魅力を発信し、イメージアップを図り介護人材の確保を図る。

③ 地域産業の育成等による雇用の創出

・「熊本県産業振興ビジョン2011」の着実な推進

今後成長が期待できる「セミコンダクタ関連分野」、「モビリティ関連分野」、「クリーン関連分野」、「フード&ライフ関連分野」、「社会・システム関連分野」の5分野を重点成長分野として設定。各分野でフォレストの形成を進めるため、人材育成、地域企業の高度化、新産業創出、研究開発等の取組みを行う。

また、県経済を力強く牽引していくリーディング企業を育成するため、産業支援機関、金融機関、大学等の協力機関との連携によりサポートチームを作り、総合的かつ継続的に支援を行う。

・県南地域の活性化

八代港や南九州西回り自動車道などの整備を着実に進めるとともに、県南地域活性化の起爆剤として、地域の豊富な農産物などを生かした食品・バイオなどの研究開発機能や企業の集積等をめざす「くまもと県南フードバレー構想」の実現に向け、関係自治体や産業界と一体となった取組みを行うことにより、県南地域の雇用を創出する。

④ 事業主への支援

・地域雇用創出助成金

県内企業（知事の認定を受けたリーディング育成企業及びサブ・リーディング育成企業、又は障がい者を新たに雇用する企業）の新たな事業展開等の取組みに対して、労働力の確保の面から当該企業を支援することにより、地域の雇用機会の創出を図る。

・地域雇用開発助成金

地域雇用開発助成金（地域雇用開発奨励金）等の国の助成制度活用を促進することにより、企業の雇用や人材育成へのインセンティブを高め、新たな雇用機会の開発を促進する。

・地場企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する地場企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて補助金を交付することにより、企業の立地を促進する。

ハ 職業能力開発の推進

熊本県労働・人材育成計画に基づき、次世代を担う人材の育成を強化するた

め、勤労観・職業観を育むキャリア教育の一層の充実を図るとともに、「ものづくり」の分野において若年技能者の育成・確保につながる施策を推進する。

また、重点成長5分野や介護、情報通信など今後成長が見込まれる分野に対応した人材育成のための公共職業訓練の見直しや在職者訓練の充実により、地域産業や企業を支える人材の育成・確保を推進する。

① 地域産業や企業を支える人材の育成等

熊本県労働・人材育成計画に基づき、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構や認定職業訓練校と連携して、技術短期大学校、高等技術専門校等の県立公共職業能力開発施設における新規学卒者や在職者訓練、離転職者訓練、障がい者訓練及び若年者訓練を実施するとともに、「熊本県ものづくりを中心とする産業人材強化戦略」に沿って時代のニーズに合った人材の強化策の検討を進める。

② 産業界・教育界・行政間の連携によるキャリア教育の推進

キャリア教育に対する産業界や行政の支援策として、インターンシップや職業体験等に協力を行う事業所を募集、登録する「キャリア教育応援団」などの事業に取り組む。

また、ジョブカフェくまもとにおいて、若年者の就業に関する悩みの相談、職業能力開発に関する相談や訓練に関する情報提供、職業紹介等、相談から就職まで連続したワンストップサービス機能の充実を図り、若年者の就職キャリアを支援する。

さらに、若年無業者の自立を支援するため、NPOとのパートナーシップにより、「うき若者サポートステーション」を中核機関とし、他の支援機関と連携を図りながら包括的な支援を行う。

二 情報提供及び情報収集

① 熊本県地域雇用対策推進員の配置

熊本県地域雇用対策推進員をハローワークに配置し、雇用対策に関する各種施策の周知徹底を図るとともに、地域の雇用状況や企業の動向等の情報収集を行う。

② ジョブカフェやつしろの活用

若年者へのきめ細かな就職支援のため、八代地域振興局にジョブカフェ・サテライト員を配置し、適職診断、各種セミナーの紹介、若年者と就労の場をつなぐマッチング等の支援をワンストップで行い、若年者の県内就職を促進する。

③ 熊本しごといいねっとの運用

団塊世代をはじめとする高齢者やUターン希望者を対象に、起業・創業、雇用、NPO活動ボランティア、就農等の関連情報の一元化を図るとともに、高齢者と就労の場をつなぐマッチングサイト「熊本しごといいねっと」を運用する。また、子供・若者の勤労観・職業観を育むキャリア教育について、協力事業所等に関するデータベースの構築を行うとともに、キャリア教育に関連する情報の一元化を図る。

④ 産業人材強化に関する情報提供の実施

「産業人材強化戦略」に基づき、コーディネーターを配置したワンストッ

プサービス窓口及び「産業人材強化ポータルサイト ジョブチャンネルくまもと」を運用し、産業・教育・経済・行政等各界が連携して、産業人材強化に関する情報の一元的な提供を行う。

ホ 関係機関との連携

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、関係市町、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、その意向の反映に努める。

特に、「くまもと県南フードバレー構想」の推進や木質バイオマスシステム構築など、県南振興の核となる広域的施策の実現に向けて検討を進める。

5 計画期間に関する事項

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から平成28年9月末日までとする。

熊本県公告第577号

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第1項の規定により策定した熊本県水俣・芦北地域雇用開発計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

はじめに

県内の雇用失業情勢は、平成24年度の各月平均有効求人数が26,545人（対前年度比7.0%増）、各月平均有効求職者数が38,349人（対前年度比1.9%減）で、その結果、年平均有効求人倍率は0.69倍となり対前年度比0.06ポイント上回り、3年連続して前年度より上昇している。

しかし、平成24年度の全国の年平均有効求人倍率0.82倍と比較すると、依然として厳しい水準が続いている。

このような中、平成24年度の熊本県水俣・芦北地域の有効求人倍率は0.66倍と県全体の0.69倍よりさらに低い状況にあり、雇用機会の確保に向けた取組みをしていく必要がある。

このため、地域雇用開発促進法第5条第1項に基づき、国の「地域雇用開発の促進に関する指針」を踏まえて「熊本県水俣・芦北地域雇用開発計画」を策定し、引き続き雇用対策に取り組むこととする。

1 熊本県水俣・芦北地域雇用開発促進地域の区域

(1) 地域の概要

本地域は、県の南部に位置し、総面積は431km²と県全体の5.8%を占めている。

人口は、51,356人（平成22年国勢調査）と県全体の約2.8%にとどまり、人口の集積度が低い。さらに、この5年間で4,028人（7.3%）の減少となっており、県全体の人口減少率1.3%と比較しても人口減少幅が大きい。

また、労働力人口は23,876人（平成22年国勢調査）、うち就業人口は

22,102人となっている。平成17年度からの5年間で労働力人口は2,459人、就業人口は2,674人減少している。

表1 本地域の人口及び労働力人口の推移 (単位：人、%)

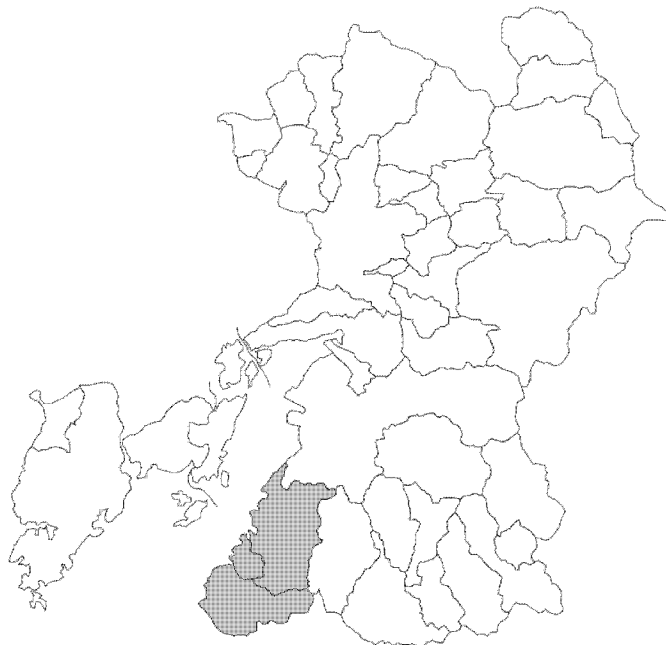
	平成17年	平成22年	H17-H22増減	
			▲	割合 (%)
人口	55,384	51,356	▲ 4,028	▲ 7.3
労働力人口	26,335	23,876	▲ 2,459	▲ 9.3
うち就業人口	24,776	22,102	▲ 2,674	▲ 10.8

資料：国勢調査（平成17・H22年）

(2) 区域

熊本県水俣・芦北地域の区域は次のとおりとする。

水俣市・芦北町・津奈木町の1市2町の区域



(3) 雇用開発促進地域とする理由

次のイ～ハにより、地域雇用開発促進法第2条第2項の規定による雇用開発促進地域に該当する。

イ 自然的経済的社会的条件

本地域は、熊本県南部に位置し、南端は鹿児島県出水市に、北部は八代市、東部は球磨村、鹿児島県大口市に隣接し、八代海に面したりアス式の美しい海岸線や九州山地の起伏に富んだ地形の地理的に連続した地域である。

当地域では、「第五次水俣・芦北地域振興計画」に基づき、国、県、市町等が一体となって、水俣病により疲弊した地域の再生と振興を図るため、様々な取組みを進めている。

観光・地域間交流の促進については、水俣病を教訓とした環境学習や自然体験型学習など地域資源を生かした水俣・芦北型の観光振興を進めている。

第 1 次産業においては、不知火類(デコポン)やサラダたまねぎブランド化、環境保全型農業の推進、不知火海の水産環境の再生、第 2 次産業においては、JNC 株式会社水俣製造所における液晶生産の他、循環型社会を形成するための環境関連産業など、新たな産業の誘致・育成に取り組んでいる。

また、南九州西回り自動車道等の高速交通網の整備や風光明媚な海岸線を生かすシーサイドロード整備によって、地域的に一体となった地域づくりに取り組んでいる。

ロ 地域の求職者の状況

本地域の最近 3 年間ににおける一般有効求職者数の労働力人口に対する割合の月平均値は、4.7%であり、全国の平均値(4.0%)を上回っている。

表 2 本地域の最近 3 年間の一般有効求職者数(月平均値) (単位:人、%)

	全 国		本 地 域	
	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合
22年度	2,663,064	4.2	1,214	5.1
23年度	2,561,342	4.0	1,120	4.7
24年度	2,410,620	3.8	1,053	4.4
平均値(a)		4.0		4.7

※ 労働力人口(平成 22 年国勢調査) 全国:63,699,101 人 本地域:23,876 人
資料:熊本労働局

ハ 地域の求人状況

本地域の最近 3 年間及び最近 1 年間の一般有効求人倍率の月平均値は、それぞれ 0.52 倍、0.66 倍で、求人倍率に係る要件を満たしていないが、常用有効求人倍率の月平均値は、最近 3 年間で 0.38 倍で基準値である 0.5 倍(※)以下となり、最近 1 年間でも 0.47 倍で基準値である 0.5 倍(※)以下となることから、要件に該当する。

※全国の常用有効求人倍率の月平均値に 3分の2 を乗じて得た率が、1 倍以上の時は 1 倍、0.5 倍未満である場合には 0.5 倍。ただし、全国平均が 0.5 倍未満の時は全国平均。

表 3 本地域の最近 3 年間の一般有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	22年度	23年度	24年度	3年間平均
本地域	0.35	0.55	0.66	0.52
全国	0.56	0.68	0.82	0.69
全国(2/3)	0.37	0.45	0.55	0.46

資料:熊本労働局

表4 本地域の最近3年間の常用有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	22年度	23年度	24年度	3年間平均
本地域	0.28	0.38	0.47	0.38
全国	0.44	0.55	0.66	0.55
全国(2/3)	0.29	0.37	0.44	0.37

資料:熊本労働局

2 熊本県水俣・芦北地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

(1) 就業構造

平成22年の国勢調査によると、当該地域の産業別人口の割合は、第1次産業が11.7%(県全体10.2%)、第2次産業が24.0%(県全体20.6%)、第3次産業が64.2%(県全体66.6%)となっており、県全体に比べ、第1次産業、第2次産業の比率が高く、第3次産業の比率が低い。

表5 本地域の産業別人口 (単位:人)

	第1次	第2次	第3次
県全体	85,007	171,899	555,227
割合(%)	10.2	20.6	66.6
本地域	2,585	5,307	14,191
割合(%)	11.7	24.0	64.2

資料:国勢調査(平成22年)

(2) 一般職業紹介の状況

一般有効求人倍率については、平成22年度の0.35倍から平成24年度には0.66倍にまで上昇し、県内に所在するハローワーク9箇所のうち、水俣・芦北地域は中位に位置しているが、全国(0.82倍)と比較すると未だ低位にあり、厳しい水準が続いている。

平成24年度の学卒及びパートを除く年齢別一般職業紹介状況を見ると、当地域の月間有効求職者数に占める45歳以上の割合は県平均値(42.1%)を上回り、半数近くの49.4%となっている。それに対し、45歳以上の就職件数は34.0%で、県平均値(34.9%)を若干下回っており、中高齢者の雇用環境は厳しい状況となっている。

表6 本地域の有効求人倍率の推移(パートを含む。)

	22年度	23年度	24年度
全国	0.56	0.68	0.82
県全体	0.51	0.63	0.69
本地域	0.35	0.55	0.66

資料:熊本労働局

表7 本地域の年齢別職業紹介の状況(平成24年度実績)

		月間有効求職者数			就職件数		
		計	うち45歳以上	うち55歳以上	計	うち45歳以上	うち55歳以上
県全体	人数(人)	38,349	16,155	9,575	3,105	1,084	535
	割合(%)	100.0	42.1	25.0	100.0	34.9	17.2
本地域	人数(人)	1,053	520	323	106	36	17
	割合(%)	100.0	49.4	30.7	100.0	34.0	16.0

※月間有効求職者数：平成24年度の一般有効求職者の月平均

※就職件数：平成24年度就職数の計

資料：熊本労働局

(3) 事業所の状況

本地域における事業所数は減少しており、平成24年では平成21年と比べ277所減の2,192所となっており、県全体の事業所数に占める本地域内の事業所数の割合は2.9%である。

また、本地域内の事業所に従事する者の数は平成24年では平成21年と比べ3,110人減の17,299人となっており、県内全体の2.4%である。

表8 本地域の事業所数及び従業者数の推移 (単位：人、%)

	平成21年		平成24年		H21→H24増減			
	事業所数(所)	従業員数(人)	事業所数(所)	従業員数(人)	事業所数(所)	割合(%)	従業員数(人)	割合(%)
県全体	83,780	789,424	76,334	708,413	△7,446	△8.9	△81,011	△10.3
本地域	2,469	20,409	2,192	17,299	△277	△11.2	△3,110	△15.2

資料：経済センサス-基礎調査(H21)、活動調査(H24速報※)

※速報集計に基づくものであり、後日公表される確報集計結果とは異なる場合がある

3 熊本県水俣・芦北地域の地域雇用開発の目標に関する事項

本地域は、水俣病の発生による社会・経済基盤の脆弱化と地域の疲弊等により、長期的な経済停滞、人口減少や少子高齢化の進行など、中小企業等をはじめとする地域経済、雇用を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

平成24年の経済センサス活動調査によると本地域内の事業所、従業員の減少率はともに県平均を上回っており、企業誘致や新事業の創出、地域内企業が求める人材の確保等、新たな雇用機会を創出することが重要である。

また、熊本都市圏から地理的に遠く、一般国道3号が水俣市まで至る主要幹線であるが、芦北ICまで開通している南九州西回り自動車道については、芦北IC以南の早期整備が求められている。高速道路整備の進捗による利便性の向上を企業誘致や既立地企業の業務拡大へとつなげ、新たな雇用を図る。また、県と市町、ハローワークと連携し一体となった誘致活動を行うことにより、誘致の効果を高め、企業立地を促進する。

また、エコタウンに指定されている水俣市をはじめ、本地域では環境関連産業の集積が進んでおり、先端技術を中心に地域企業の育成を図りながら、環境関連産業の誘致や環境ビジネスの創造に努め、雇用の機会増大を図る。

さらに、水俣病を教訓とした環境学習や自然体験型学習など、地域資源を生かした、地域づくりと一体となった水俣・芦北型の観光を振興することにより、雇用の創出を図る。

これらにより、次表のとおり、地域内の雇用開発人数を確保することを目標とする。

(計画期間中の雇用開発の目標)

種 別	雇用開発目標	備 考
企業誘致による雇用創出	130人	企業誘致分 42人×3年≒130人
奨励金等による雇用創出	60人	奨励金分 19人×3年≒60人
合 計	190人	

参考1 H22.10.1～H25.9.30の企業誘致による雇用人数(見込)130人
H19.10.1～H25.9.30の企業誘致による雇用人数(見込)は250人で、年平均42人。

参考2 H22.10.1～H25.9.30の奨励金による雇用増加人数(見込)84人
H19.10.1～H25.9.30の奨励金による雇用増加人数(見込)は116人で、年平均19人。

4 熊本県芦北・水俣地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

(1) 地域雇用開発の促進のための措置

イ 企業誘致

エコタウン企業をはじめとする環境産業技術を生かした低炭素社会の実現に資する環境・新エネルギー関連産業や、環境に配慮した農林水産物を生かした食品関連産業、その他の既存企業関連産業について、当地域への集積を図り雇用の創出するため、県、1市2町、地域経済団体等が協働した企業誘致策を検討する。

ロ インフラの整備

南九州西回り自動車道の整備が着々と進められ、平成21年4月には田浦IC～芦北IC間が開通した。高速交通体系の整備は、企業誘致や観光振興等において地域のポテンシャルを発揮させる大きな要素であることから、残された未整備区間についても、早急な整備を促進する。

また、リアス式海岸線を走り、地域住民の生活道路、漁業などの産業道路として必要なシーサイドロード(主要地方道水俣田浦線、一般県道二見田浦線)は、美しい景色を楽しむ観光道路でもあり、その整備に取り組む。

ハ 観光産業の振興

九州新幹線の開業効果を最大化させる各種取組みを実施するとともに、八代、人吉・球磨、天草地域等、県南地域との広域連携や北薩地域との県境連携等、地域の自然やそれぞれの歴史的、文化的資源を活用した体験・交流型観光による誘客を促進し、地域が主体となった広域的な観光振興を推進する。

ニ 『くまもと県南フードバレー構想』の展開

県南（八代、水俣・芦北、人吉・球磨）地域の豊富な農林水産物を生かし、6次産業化や農商工連携の促進により、地域内の農林水産物の高付加価値化を図るとともに、食品・バイオなどの研究開発機能や企業を集積させる「フードバレー」の形成を推進することで、地域の活性化を目指す。

ホ 農商工連携及び林建連携の取組み

本地域の特産品であり、全国的にも有名な不知火類（デコポン）・甘夏等の柑橘類やサラダたまねぎをはじめとする農林水産物を活用した新商品開発や新技術開発、販路開拓等の農商工連携の取組みを支援し、当地域の農林水産業者と商工業者の新たなビジネスチャンスの拡大を目指す。

また、雇用の創出や担い手不足の解消に向けて、林業と建設業等関係者による連携の推進を支援し、地域の健全な森林の整備や素材生産等の林業生産活動を活性化することにより、水俣・芦北地域の振興に資する。

（2）地域雇用開発の促進に資する県の取組

イ 企業誘致の促進

① 創造的企業誘致の推進

これまでの産業集積を生かし、半導体由来の新しいエレクトロニクス関連企業や国内の自動車生産体制の再編を踏まえた関連企業及び今後高い成長が期待できるグリーンデバイス関連産業の新規立地に取り組むとともに、既に県内に立地している工場等が将来にわたって存続・発展できるよう、開発部門や他の生産部門の集約を促すなど更なる拠点性の向上を図っていく。

② 企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて交付する熊本県企業立地促進補助金を活用し、企業の立地を促進する。

ロ 新たな雇用機会の開発の促進

① 産業間連携による雇用の創出

農林水産業分野へ半導体や医薬品など他産業の技術の導入や加工技術等の高度化を図るなど、農林水産業界と商工業界が連携した取組みに加え、雇用の創出や担い手不足の解消のため、林建連携、農建連携の取組みを県内全域で展開する。

また、企業等の農業参入を進めるほか、農家により高い利益をもたらす6次産業化の推進、農産加工支援の拡大等の取組みを重点的に推進することで、「稼げる農林水産業」を実現し、雇用の創出につなげる。

② 「福祉」産業による雇用の創出

・福祉ビジネスの支援

「福祉」を内需や雇用を支える基幹産業として捉え、成長を促していく。

・介護人材の確保

質の高い人材の安定的な確保や定着のため、行政や関係団体など関係機関と連携を図り、介護職員の処遇改善や人材確保の取組みを進めていく。

また、介護についての県民の理解と認識を深め、介護職の魅力を発信し、

イメージアップを図り介護人材の確保を図る。

③ 地域産業の育成等による雇用の創出

・「熊本県産業振興ビジョン2011」の着実な推進

今後成長が期待できる「セミコンダクタ関連分野」、「モビリティ関連分野」、「クリーン関連分野」、「フード&ライフ関連分野」、「社会・システム関連分野」の5分野を重点成長分野として設定。各分野でフォレストの形成を進めるため、人材育成、地域企業の高度化、新産業創出、研究開発等の取組みを行う。

また、県経済を力強く牽引していくリーディング企業を育成するため、産業支援機関、金融機関、大学等の協力機関との連携によりサポートチームを作り、総合的かつ継続的に支援を行う。

・県南地域の活性化

八代港や南九州西回り自動車道などの整備を着実に進めるとともに、県南地域活性化の起爆剤として、地域の豊富な農産物などを生かした食品・バイオなどの研究開発機能や企業の集積等をめざす「くまもと県南フードバレー構想」の実現に向け、関係自治体や産業界と一体となった取組みを行うことにより、県南地域の雇創出を図る。

④ 事業主への支援

・地域雇用創出助成金

県内企業（知事の認定を受けたリーディング育成企業及びサブ・リーディング育成企業、又は障がい者を新たに雇用する企業）の新たな事業展開等の取組みに対して、労働力の確保の面から当該企業を支援することにより、地域の雇用機会の創出を図る。

・地域雇用開発助成金

地域雇用開発助成金（地域雇用開発奨励金）等の国の助成制度活用を促進することにより、企業の雇用や人材育成へのインセンティブを高め、新たな雇用機会の開発を促進する。

・地場企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する地場企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて補助金を交付することにより、企業の立地を促進する。

ハ 職業能力開発の推進

熊本県労働・人材育成計画に基づき、次世代を担う人材の育成を強化するため、勤労観・職業観を育むキャリア教育の一層の充実を図るとともに、「ものづくり」の分野において若年技能者の育成・確保につながる施策を推進する。

また、重点成長5分野や介護、情報通信など今後成長が見込まれる分野に対応した人材育成のための公共職業訓練の見直しや在職者訓練の充実により、地域産業や企業を支える人材の育成・確保を推進する。

① 地域産業や企業を支える人材の育成等

熊本県労働・人材育成計画に基づき、（独）高齢・障害・求職者雇用支援

機構や認定職業訓練校と連携して、技術短期大学校、高等技術専門校等の県立公共職業能力開発施設における新規学卒者や在職者訓練、離転職者訓練、障がい者訓練及び若年者訓練を実施するとともに、「熊本県ものづくりを中心とする産業人材強化戦略」に沿って時代のニーズに合った人材の強化策の検討を進める。

② 産業界・教育界・行政のパートナーシップによるキャリア教育の推進

キャリア教育に対する産業界や行政の支援策として、インターンシップや職業体験等に協力を行う事業所を募集、登録する「キャリア教育応援団」などの事業に取り組む。

また、ジョブカフェくまもとにおいて、若年者の就業に関する悩みの相談、職業能力開発に関する相談や訓練に関する情報提供、職業紹介等、相談から就職まで連続したワンストップサービス機能の充実を図り、若年者の就職キャリアを支援する。

さらに、若年無業者の自立を支援するため、NPOとのパートナーシップにより、「うき若者サポートステーション」を中核機関とし、他の支援機関と連携を図りながら包括的な支援を行う。

二 情報提供及び情報収集

① 熊本県地域雇用対策推進員の配置

熊本県地域雇用対策推進員をハローワークに配置し、雇用対策に関する各種施策の周知徹底を図るとともに、地域の雇用状況や企業の動向等の情報収集を行う。

② ジョブカフェ・ランチの活用

若年者へのきめ細かな就職支援のため、各地域振興局にジョブカフェ・サテライト員を配置し、適職診断、各種セミナーの紹介、若年者と就労の場をつなぐマッチング等の支援を行い、若年者の県内就職を促進する。

③ 熊本しごといいねっとの運用

団塊世代をはじめとする高齢者やUターン希望者を対象に、起業・創業、雇用、NPO活動ボランティア、就農等の関連情報の一元化を図るとともに、高齢者と就労の場をつなぐマッチングサイト「熊本しごといいねっと」を運用する。また、子供・若者の勤労観・職業観を育むキャリア教育について、協力事業所等に関するデータベースの構築を行うとともに、キャリア教育に関連する情報の一元化を図る。

④ 産業人材強化に関する情報提供の実施

「産業人材強化戦略」に基づき、コーディネーターを配置したワンストップサービス窓口及び「産業人材強化ポータルサイト ジョブチャンネルくまもと」を運用し、産業・教育・経済・行政等各界が連携して、産業人材強化に関する情報の一元的な提供を行う。

ホ 関係機関との連携

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、関係市町、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、

その意向の反映に努める。

特に、県と1市2町及び地域経済団体等で組織した「水俣・芦北地域雇用創造協議会」が中心となり、人的・財政的な資源を結集し、様々な事業の実施において、広域的連携の事務局機能を担い、地域企業の支援や企業誘致、観光振興などに、集中的かつ継続的に取り組み、地域産業の振興と雇用の創出に努める。

5 計画期間に関する事項

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から平成28年9月末日までとする。

熊本県公告第578号

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第1項の規定により策定した熊本県球磨地域雇用開発計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

はじめに

県内の雇用失業情勢は、平成24年度の各月平均有効求人数が26,545人（対前年度比7.0%増）、各月平均有効求職者数が38,349人（対前年度比1.9%減）で、その結果、年平均有効求人倍率は0.69倍となり対前年度比0.06ポイント上回り、3年連続して前年度より上昇している。

しかし、平成24年度の全国の年平均有効求人倍率0.82倍と比較すると、依然として厳しい水準が続いている。

このような中、平成24年度の熊本県球磨地域の有効求人倍率は0.53倍と県全体の0.69倍よりさらに低い状況にあり、雇用機会の確保に向けた取組みをしていく必要がある。

このため、地域雇用開発促進法第5条第1項に基づき、国の「地域雇用開発の促進に関する指針」を踏まえて「熊本県球磨地域雇用開発計画」を策定し、引き続き雇用対策に取り組むこととする。

1 熊本県球磨地域雇用促進地域の区域

(1) 地域の概要

本地域は熊本県の南東部に位置し、総面積は1,538km²と県全体の約2.1%を占めている。

人口は、94,727人（平成22年国勢調査）と県全体の約5.2%にとどまり、県内の中でも人口の密度が低い地域である。また、平成17年からの5年間で5,967人（5.9%）減少しており、県全体の人口減少率1.3%と比較しても人口の減少幅が大きい。

また、労働力人口は48,399人（平成22年国勢調査）であり、うち就業人口は45,458人となっている。平成17年からの5年間で、労働力人口で3,699人、就業人口で3,862人減少している。

表1 本地域の人口及び労働力人口の推移 (単位：人、%)

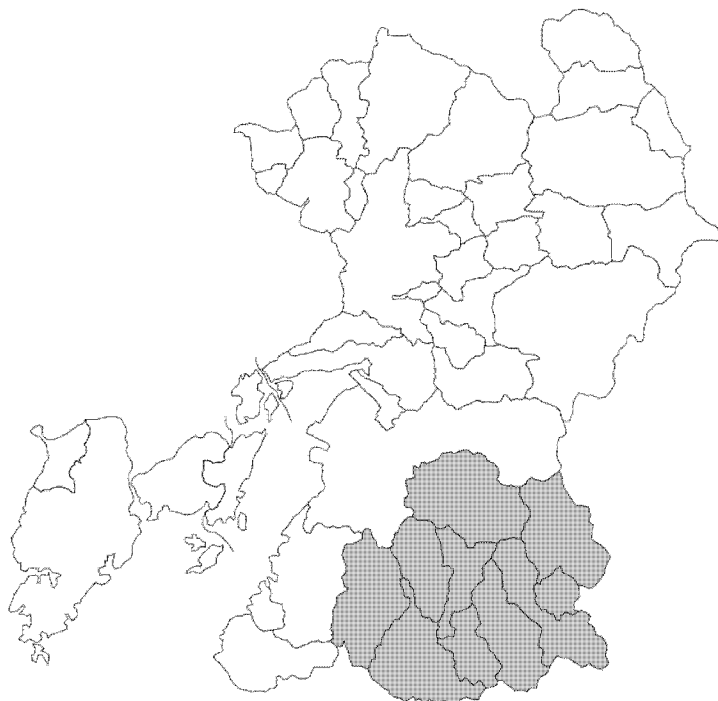
	平成17年	平成22年	H17-H22増減	
			人数	割合 (%)
人口	100,694	94,727	▲ 5,967	▲ 5.9
労働力人口	52,098	48,399	▲ 3,699	▲ 7.1
うち就業人口	49,320	45,458	▲ 3,862	▲ 7.8

資料：国勢調査(平成17・22年)

(2) 区域

熊本県球磨地域の区域は次のとおりとする。

人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村の1市9町村の区域



(3) 雇用開発促進地域とする理由

次のイ～ハにより、地域雇用開発促進法第2条第2項の規定による雇用開発促進地域に該当する。

イ 自然的経済的社会的条件

本地域は、日本三大急流の球磨川や人吉温泉などに代表される豊富な自然を有し、相良700年の歴史・文化に培われた独特の文化圏を有する地理的に連続した地域である。

観光面では、数多くの文化遺産や豊かな自然資源を生かした観光ルートの開発や人吉球磨の魅力ある温泉地づくり、豊かな農林資源を生かしたスローライフ体験型のグリーンツーリズムの推進、地場産業である球磨焼酎の振興を図るため球磨焼酎のブランドイメージ向上に球磨地方一帯となった広域的な取り

組みを行っている。

ロ 地域の求職者の状況

本地域の最近 3 年間における労働力人口に対する一般有効求職者数の月平均値の割合は 4.4% であり、全国の平均値 (4.0%) を上回っている。

表 2 本地域の最近 3 年間の一般有効求職者数(月平均値) (単位: 人、%)

	全 国		本 地 域	
	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合
22 年度	2,663,064	4.2	2,117	4.4
23 年度	2,561,342	4.0	2,156	4.5
24 年度	2,410,620	3.8	2,026	4.2
平均値(a)		4.0		4.4

※ 労働力人口(平成 22 年国勢調査) 全国: 63,699,101 人 本地域: 48,399 人
資料: 熊本労働局

ハ 地域の求人状況

本地域の最近 3 年間及び最近 1 年間の一般有効求人倍率の月平均値は、それぞれ 0.46 倍、0.53 倍である。地域要件の基準となる同期間における全国の一般有効求人倍率の月平均値に 3 分の 2 を乗じて得た割合は、それぞれ 0.46 倍 (0.5 倍未満であるため 0.5 倍)、0.55 倍であり、本地域の最近 3 年間及び最近 1 年間の平均値はともに基準値を下回っており、要件に該当する。

また、本地域の最近 3 年間及び最近 1 年間の常用有効求人倍率の月平均値は、それぞれ 0.37 倍、0.42 倍である。地域要件の基準となる同期間における全国の常用有効求人倍率の月平均値に 3 分の 2 を乗じて得た割合は、それぞれ 0.37 倍 (0.5 倍未満であるため 0.5 倍)、0.44 倍 (0.5 倍未満であるため 0.5 倍) であり、本地域は最近 3 年間及び最近 1 年間ともに基準値を下回っており、こちらも要件に該当する。

表 3 本地域の最近 3 年間の一般有効求人倍率(月平均値) (単位: 倍)

	22 年度	23 年度	24 年度	3 年間平均
本地域	0.39	0.47	0.53	0.46
全国	0.56	0.68	0.82	0.69
全国(2/3)	0.37	0.45	0.55	0.46

資料: 熊本労働局

表 4 本地域の最近 3 年間の常用有効求人倍率(月平均値) (単位: 倍)

	22 年度	23 年度	24 年度	3 年間平均
本地域	0.32	0.37	0.42	0.37
全国	0.44	0.55	0.66	0.55
全国(2/3)	0.29	0.37	0.44	0.37

資料: 熊本労働局

2 熊本県球磨地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

(1) 就業構造

平成22年の国勢調査によると、本地域の産業別人口の割合は、第1次産業が17.7%(県全体10.2%)、第2次産業が22.3%(県全体20.6%)、第3次産業が59.5%(県全体66.6%)となっており、県全体に比べ、第1次産業、第2次産業の比率が高く、第3次産業の比率が低い。

表5 本地域の産業別人口 (単位：人)

	第1次	第2次	第3次
県全体	85,007	171,899	555,227
割合(%)	10.2	20.6	66.6
本地域	8,034	10,151	27,070
割合(%)	17.7	22.3	59.5

資料：国勢調査(平成22年)

(2) 一般職業紹介の状況

一般有効求人倍率については、平成22年度の0.39倍から平成24年度には0.53倍にまで上昇したが、県内に所在するハローワーク9箇所のうち、球磨地域は最下位に位置し、県の平均値(0.69倍)と比較すると厳しい水準が続いている。

平成24年度の学卒及びパートを除く年齢別一般職業紹介状況を見ると、本地域の月間有効求職者数に占める45歳以上の割合は県平均値(42.1%)を上回り、48.6%となっている。それに対し、45歳以上の就職件数は32.8%で、県平均値(34.9%)を下回っており、中高齢者の雇用環境は厳しい状況となっている。

表6 本地域の有効求人倍率の推移(パートを含む。)

	22年度	23年度	24年度
全国	0.56	0.68	0.82
県全体	0.51	0.63	0.69
本地域	0.39	0.47	0.53

資料：熊本労働局

表7 本地域の年齢別職業紹介の状況(平成24年度実績)

		月間有効求職者数			就職件数		
		計	うち45歳以上	うち55歳以上	計	うち45歳以上	うち55歳以上
県全体	人数(人)	38,349	16,155	9,575	3,105	1,084	535
	割合(%)	100.0	42.1	25.0	100.0	34.9	17.2
本地域	人数(人)	2,026	985	594	201	66	31
	割合(%)	100.0	48.6	29.3	100.0	32.8	15.4

※月間有効求職者数：平成24年度の一般有効求職者の月平均

※就職件数：平成24年度の就職数の計

資料：熊本労働局

(3) 事業所の状況

本地域における事業所数は減少しており、平成24年では平成21年と比べ477所減の4,620所となっており、県内全体の事業所数に占める本地域内の事業所数の割合は6.1%である。

また、本地域内に従事する者の数は平成24年では平成21年と比べ4,166人減の35,035人となっており、県内全体の事業所に従事する者の数に占める本地域内の事業所に従事する者の割合は4.9%である。

表8 本地域の事業所数及び従業者数の推移 (単位：人、箇所、%)

	平成21年		平成24年		H21→H24増減			
	事業所数 (所)	従業員数 (人)	事業所数 (所)	従業員数 (人)	事業所数 (所)	従業員数		
						割合(%)	割合(%)	
県全体	83,780	789,424	76,334	708,413	△7,446	△8.9	△81,011	△10.3
本地域	5,097	39,201	4,620	35,035	△477	△9.4	△4,166	△10.6

資料：経済センサス-基礎調査(H21)、活動調査(H24 速報※)

※速報集計に基づくものであり、後日公表される確報集計結果とは異なる場合がある

3 熊本県球磨地域の地域雇用開発の目標に関する事項

本地域の一般有効求人倍率は回復傾向にあるものの、常に県内で低位にあり、県の平均値を大幅に下回っており、依然として厳しい雇用情勢が続いている。

そのため、県と市町村、ハローワークと連携し一体となった企業誘致活動を行うことにより、誘致の効果を高め、立地を促進し、新たな雇用の創出を図る。

また、九州縦貫自動車道により人吉市と熊本市が連結されているが、企業の立地には結びついておらず、域内の交通基盤、工業用地等のインフラを整備し、利便性を高めることにより企業に対する立地のインセンティブを高めていく。

さらに、本地域では、豊かな地域資源を活かした観光振興やグリーンツーリズムをはじめとする人との交流、地域の特産品である球磨焼酎の振興・ブランドイメージ化を推進しており、これらの産業に携わる人材の育成や起業家支援等の事業を行うことにより、地場産業を振興し、新たな雇用に結びつけていく。

これらにより、下表のとおり、地域内の雇用開発人数を確保することを目標とする。

(計画期間中の雇用開発の目標)

種 別	雇用開発目標	備 考
企業誘致による雇用創出	30人	企業誘致分 10人×3年≒30人
奨励金等による雇用創出	100人	奨励金分 34人×3年≒100人
合 計	130人	

参考1 H22.10.1~H25.9.30の企業誘致による雇用人数(見込)0人

H19.10.1~H25.9.30の企業誘致による雇用人数(見込)は32人で、年平均5人。

参考2 H22.10.1~H25.9.30の奨励金による雇用増加人数(見込)138人

H19.10.1~H25.9.30の奨励金による雇用増加人数(見込)は202人で、年平均34人。

4 熊本県球磨地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

(1) 地域雇用開発の促進のための措置

イ 企業の誘致

梢山工業団地(人吉市)をはじめとする地域内の工業用地のPR活動や市町村による誘致企業への工場設置、雇用に対する優遇措置等を講ずることにより企業の立地を促進する。

ロ インフラの整備

地域内の物流機能を強化するため、道路整備を推進するとともに、本地域の重要な交通機関である軌道(JR肥薩線、くま川鉄道)の利用促進に向け、新幹線との連動体制強化、観光路線としての魅力強化に向けた取り組みを進める。

ハ 産業の振興

本地域の豊かな地域資源を活用し農商工連携を推進するとともに、グリーンツーリズム等による都市と農村の交流促進による新たなビジネス展開することにより、農林業の活性化を図る。特に、球磨焼酎を地域の重要なブランドと位置づけ、地理的表示の産地指定を受けた「世界の銘酒」としてのブランドイメージ強化に取り組むとともに、国内外への販路拡大に取り組み、地域産業全体の活性化を図る。

また、平成20年に県内で初めて国宝に指定された青井阿蘇神社をはじめ地域内の数多くの文化遺産や豊かな自然資源を活かした観光ルートや新たな観光資源の開発に取り組むとともに、人吉温泉の魅力向上などの取り組みにより観光・サービス産業を振興することにより、新たな雇用の創出を図る。

ニ 『くまもと県南フードバレー構想』の展開

県南(八代、水俣・芦北、人吉・球磨)地域の豊富な農林水産物を生かし、6次産業化や農商工連携の促進により、地域内の農林水産物の高付加価値化を図るとともに、食品・バイオなどの研究開発機能や企業を集積させる「フードバレー」の形成を推進することで、地域の活性化を目指す。

(2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組

イ 企業誘致の促進

① 創造的企業誘致の推進

これまでの産業集積を生かし、半導体由来の新しいエレクトロニクス関連企業や国内の自動車生産体制の再編を踏まえた関連企業及び今後高い成長が期待できるグリーンデバイス関連産業の新規立地に取り組むとともに、既に県内に立地している工場等が将来にわたって存続・発展できるよう、開発部門や他の生産部門の集約を促すなど更なる拠点性の向上を図っていく。

② 企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて交付する熊本県企業立地促進補助金を活用し、企業の立地を促進する。

ロ 新たな雇用機会の開発の促進

① 産業間連携による雇用の創出

農林水産業分野へ半導体や医薬品など他産業の技術の導入や加工技術等の高度化を図るなど、農林水産業界と商工業界が連携した取組みに加え、雇用の創出や担い手不足の解消のため、林建連携、農建連携の取組みを県内全域で展開する。

また、企業等の農業参入を進めるほか、農家により高い利益をもたらす6次産業化の推進、農産加工支援の拡大等の取組みを重点的に推進することで、「稼げる農林水産業」を実現し、雇用の創出につなげる。

② 「福祉」産業による雇用の創出

・福祉ビジネスの支援

「福祉」を内需や雇用を支える基幹産業として捉え、成長を促していく。

・介護人材の確保

質の高い人材の安定的な確保や定着のため、行政や関係団体など関係機関と連携を図り、介護職員の処遇改善や人材確保の取組みを進めていく。

また、介護についての県民の理解と認識を深め、介護職の魅力を発信し、イメージアップを図り介護人材の確保を図る。

③ 地域産業の育成等による雇用の創出

・「熊本県産業振興ビジョン2011」の着実な推進

今後成長が期待できる「セミコンダクタ関連分野」、「モビリティ関連分野」、「クリーン関連分野」、「フード&ライフ関連分野」、「社会・システム関連分野」の5分野を重点成長分野として設定。各分野でフォレストの形成を進めるため、人材育成、地域企業の高度化、新産業創出、研究開発等の取組みを行う。

また、県経済を力強く牽引していくリーディング企業を育成するため、産業支援機関、金融機関、大学等の協力機関との連携によりサポートチームを作り、総合的かつ継続的に支援を行う。

・県南地域の活性化

八代港や南九州西回り自動車道などの整備を着実に進めるとともに、県南地域活性化の起爆剤として、地域の豊富な農産物などを生かした食品・バイオなどの研究開発機能や企業の集積等をめざす「くまもと県南フードバレー構想」の実現に向け、関係自治体や産業界と一体となった取組みを行うことにより、県南地域の雇用を創出する。

④ 事業主への支援

・地域雇用創出助成金

県内企業（知事の認定を受けたリーディング育成企業及びサブ・リーディング育成企業、又は障がい者を新たに雇用する企業）の新たな事業展開等の取組みに対して、労働力の確保の面から当該企業を支援することにより、地域の雇用機会の創出を図る。

・地域雇用開発助成金

地域雇用開発助成金（地域雇用開発奨励金）等の国の助成制度活用を促進することにより、企業の雇用や人材育成へのインセンティブを高め、新たな雇用機会の開発を促進する。

・地場企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する地場企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて補助金を交付することにより、企業の立地を促進する。

ハ 職業能力開発の推進

熊本県労働・人材育成計画に基づき、次世代を担う人材の育成を強化するため、勤労観・職業観を育むキャリア教育の一層の充実を図るとともに、「ものづくり」の分野において若年技能者の育成・確保につながる施策を推進する。

また、重点成長5分野や介護、情報通信など今後成長が見込まれる分野に対応した人材育成のための公共職業訓練の見直しや在職者訓練の充実により、地域産業や企業を支える人材の育成・確保を推進する。

① 地域産業や企業を支える人材の育成等

熊本県労働・人材育成計画に基づき、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構や認定職業訓練校と連携して、技術短期大学校、高等技術専門校等の県立公共職業能力開発施設における新規学卒者や在職者訓練、離転職者訓練、障がい者訓練及び若年者訓練を実施するとともに、「熊本県ものづくりを中心とする産業人材強化戦略」に沿って時代のニーズに合った人材の強化策の検討を進める。

② 産業界・教育界・行政間の連携によるキャリア教育の推進

キャリア教育に対する産業界や行政の支援策として、インターンシップや職業体験等に協力を行う事業所を募集、登録する「キャリア教育応援団」などの事業に取り組む。

また、ジョブカフェくまもとにおいて、若年者の就業に関する悩みの相談、職業能力開発に関する相談や訓練に関する情報提供、職業紹介等、相談から就職まで連続したワンストップサービス機能の充実を図り、若年者の就職キャリアを支援する。

さらに、若年無業者の自立を支援するため、NPOとのパートナーシップにより、「ひとよしくま若者サポートステーション」を中核機関とし、他の支援機関と連携を図りながら包括的な支援を行う。

二 情報提供及び情報収集

① 熊本県地域雇用対策推進員の配置

熊本県地域雇用対策推進員をハローワークに配置し、雇用対策に関する各種施策の周知徹底を図るとともに、地域の雇用状況や企業の動向等の情報収集を行う。

② ジョブカフェ・ランチの活用

若年者へのきめ細かな就職支援のため、各地域振興局にジョブカフェ・サテライト員を配置し、適職診断、各種セミナーの紹介、若年者と就労の場をつなぐマッチング等の支援を行い、若年者の県内就職を促進する。

③ 熊本しごといいねっとの運用

団塊世代をはじめとする高齢者やUターン希望者を対象に、起業・創業、

雇用、NPO活動ボランティア、就農等の関連情報の一元化を図るとともに、高齢者と就労の場をつなぐマッチングサイト「熊本しごといいねっと」を運用する。また、子供・若者の勤労観・職業観を育むキャリア教育について、協力事業所等に関するデータベースの構築を行うとともに、キャリア教育に関連する情報の一元化を図る。

④ 産業人材強化に関する情報提供の実施

「産業人材強化戦略」に基づき、コーディネーターを配置したワンストップサービス窓口及び「産業人材強化ポータルサイト ジョブチャンネルくまもと」を運用し、産業・教育・経済・行政等各界が連携して、産業人材強化に関する情報の一元的な提供を行う。

ホ 関係機関との連携

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、関係市町村、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、その意向の反映に努める。

5 計画期間に関する事項

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から平成28年9月末日までとする。

熊本県公告第579号

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第1項の規定により策定した熊本県天草地域雇用開発計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

はじめに

県内の雇用失業情勢は、平成24年度の各月平均有効求人数が26,545人（対前年度比7.0%増）、各月平均有効求職者数が38,349人（対前年度比1.9%減）で、その結果、年平均有効求人倍率は0.69倍となり対前年度比0.06ポイント上回り、3年連続して前年度より上昇している。

しかし、平成24年度の全国の年平均有効求人倍率0.82倍と比較すると、依然として厳しい水準が続いている。

このような中、平成24年度の熊本県天草地域の有効求人倍率は0.57倍と県全体の0.69倍よりさらに低い状況にあり、雇用機会の確保に向けた取組みをしていく必要がある。

このため、地域雇用開発促進法第5条第1項に基づき、国の「地域雇用開発の促進に関する指針」を踏まえて「熊本県天草地域雇用開発計画」を策定し、引き続き雇用対策に取り組むこととする。

1 熊本県天草地域雇用開発促進地域の区域

(1) 地域の概要

本地域は、熊本県の南西部に位置し、総面積は876km²と県全体の11.8%

を占め、その66.4%が山林で、耕地はわずかに9.3%にすぎない。(土地利用状況把握調査・平成20年12月1日現在)

人口は、127,281人(平成22年国勢調査)と県全体の約7.0%を占めているが、平成17年からの5年間で10,621人(7.7%)の減少となっており、県全体の人口減少率1.3%と比較しても人口の減少が顕著である。

労働力人口は59,747人(平成22年国勢調査)であり、うち就業人口は55,554人となっている。平成17年からの5年間で労働力人口は6,164人、就業人口は6,163人減少している。

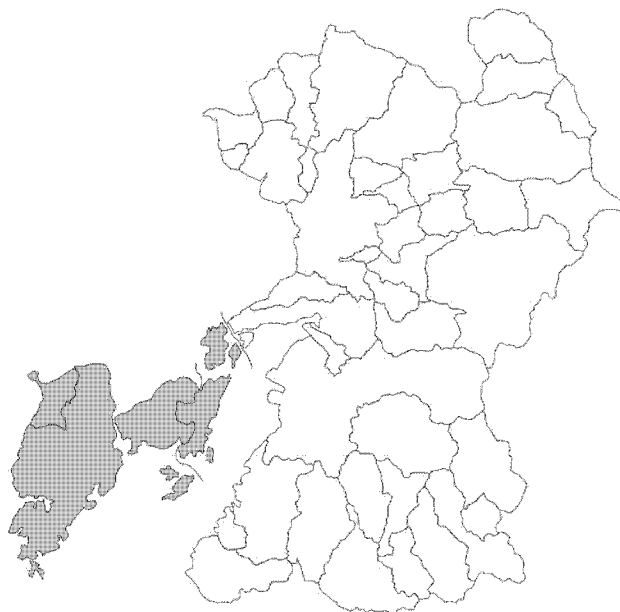
表1 本地域の人口及び労働力人口の推移 (単位：人、%)

	平成17年	平成22年	H17-H22増減	
			▲	割合(%)
人口	137,902	127,281	▲ 10,621	▲ 7.7
労働力人口	65,911	59,747	▲ 6,164	▲ 9.4
うち就業人口	61,717	55,554	▲ 6,163	▲ 10.0

資料：国勢調査(平成17・22年)

(2) 区域

熊本県天草地域の区域は次のとおりとする。
天草市、上天草市、苓北町の2市1町の区域



(3) 雇用開発促進地域とする理由

次のイ～ハにより、地域雇用開発促進法第2条第2項の規定による雇用開発促進地域に該当する。

イ 自然的経済的社会的条件

本地域は、天草上島・下島の本島とその周辺に散在する100余の島々からなる地域である。本島の東及び南北側は、瀬戸内海的海岸美を呈し、西側は外

洋性の雄大な景勝地が多く雲仙天草国立公園にも指定されており、また、殉教
 哀史で知られるキリシタン文化や海中公園等豊富な観光資源にも恵まれてい
 る。

本地域は、他の地域と天草五橋で結ばれており、現在、天草市と熊本市を
 結ぶ地域高規格道路「熊本天草幹線道路」の整備が進んでいる。また、天草
 地域あげて観光産業に力を入れており、「天草はひとつ」の認識に立ちなが
 ら、天草地域の一体的で効率的な取組を進めるため、広域・連携による取組
 が行われており、一体性の強い地域である。

ロ 地域の求職者の状況

本地域の最近3年間における労働力人口に対する一般有効求職者数の月平均
 値の割合は3.8%であり、全国の平均値(4.0%)を下回り要件を満たし
 ていないが、最近3年間及び最近1年間におけるその地域の一般有効求人倍率
 又は常用有効求人倍率の月平均値が共に0.5倍以下である場合の緩和要件(全
 国の平均値の3分の2を乗じて得た割合(2.7%)以上)を満たしている。

表2 本地域の最近3年間の一般有効求職者数(月平均値) (単位:人、%)

	全 国		本 地 域	
	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合
22年度	2,663,064	4.2	2,436	4.1
23年度	2,561,342	4.0	2,250	3.8
24年度	2,410,620	3.8	2,113	3.5
平均値(a)		4.0		3.8

※ 労働力人口(平成22年国勢調査) 全国:63,699,101人 本地域:59,747人
 資料:熊本労働局

ハ 地域の求人の状況

本地域の一般有効求人倍率の月平均値は、最近3年間で0.49倍で基準値
 である0.5倍(※)以下となるが、最近1年間では0.57倍で基準値である
 0.55倍以下である要件を満たしていない。

しかし、常用有効求人倍率の月平均値は、最近3年間で0.37倍で基準値
 である0.5倍(※)以下となり、最近1年間でも0.44倍で基準値である0.
 5倍(※)以下となることから、要件に該当する。

※全国の常用有効求人倍率の月平均値に3分の2を乗じて得た率が、1倍以上の時は1
 倍、0.5倍未満である場合には0.5倍。ただし、全国平均が0.5倍未満の時は全
 国平均。

表3 本地域の最近3年間の一般有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	22年度	23年度	24年度	3年間平均
本地域	0.42	0.48	0.57	0.49
全国	0.56	0.68	0.82	0.69
全国(2/3)	0.37	0.45	0.55	0.46

資料:熊本労働局

表4 本地域の最近3年間の常用有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	22年度	23年度	24年度	3年間平均
本地域	0.31	0.37	0.44	0.37
全国	0.44	0.55	0.66	0.55
全国(2/3)	0.29	0.37	0.44	0.37

資料:熊本労働局

2 熊本県天草地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

(1) 就業構造

平成22年の国勢調査によると、本地域の産業別人口の割合は、第1次産業が14.5%(県全体10.2%)、第2次産業が17.8%(県全体20.6%)、第3次産業が66.6%(県全体66.6%)となっており、県全体に比べ、第1次産業の比率が高く、第2次産業の比率は低くなっている。第3次産業の比率は、県全体と同じ数字になっている。

表5 本地域の産業別人口 (単位:人)

	第1次	第2次	第3次
県全体	85,007	171,899	555,227
割合(%)	10.2	20.6	66.6
本地域	8,066	9,914	37,009
割合(%)	14.5	17.8	66.6

資料:国勢調査(平成22年)

(2) 一般職業紹介の状況

一般有効求人倍率については、平成22年度の0.42倍から平成24年度には0.57倍にまで上昇したが、県内に所在するハローワーク9箇所のうち、天草地域は下から3番目に位置し、全国(0.82倍)と比較しても未だに低位にあり、厳しい水準が続いている。

平成24年度の学卒及びパートを除く年齢別一般職業紹介状況を見ると、本地域の月間有効求職者数に占める45歳以上の割合は県平均値(42.1%)を上回り、半数近くの49.6%となっている。それに対し、45歳以上の就職件数は34.3%で、県平均値の34.9%を若干下回っており、中高齢者の雇用環境は厳しい状況となっている。

表6 本地域の有効求人倍率の推移（パートを含む。）

	22年度	23年度	24年度
全国	0.56	0.68	0.82
県全体	0.51	0.63	0.69
本地域	0.42	0.48	0.57

資料：熊本労働局

表7 本地域の年齢別職業紹介の状況（平成24年度実績）

		月間有効求職者数			就職件数		
		計	うち45歳以上	うち55歳以上	計	うち45歳以上	うち55歳以上
県全体	人数(人)	38,349	16,155	9,575	3,105	1,084	535
	割合(%)	100.0	42.1	25.0	100.0	34.9	17.2
本地域	人数(人)	2,113	1,048	653	216	74	35
	割合(%)	100.0	49.6	30.9	100.0	34.3	16.2

※月間有効求職者数：平成24年度の一般有効求職者の月平均

※就職件数：平成24年度の就職数の計

資料：熊本労働局

(3) 事業所の状況

本地域における事業所数は減少しており、平成24年では平成21年と比べ967所減の7,190所となっており、県内全体の事業所数に占める本地域内の事業所数の割合は9.4%である。

また、本地域内に従事する者の数は平成24年では平成21年と比べ8,010人減の43,836人となっており、県内全体の事業所に従事する者の数に占める本地域内の事業所に従事する者の割合は6.2%である。

表8 本地域の事業所数及び従業者数の推移 (単位：人、箇所、%)

	平成21年		平成24年		H21→H24増減			
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数		従業者数	
					(所)	割合(%)	(人)	割合(%)
県全体	83,780	789,424	76,334	708,413	△7,446	△8.9	△81,011	△10.3
本地域	8,157	51,846	7,190	43,836	△967	△11.9	△8,010	△15.4

資料：経済センサス-基礎調査(H21)、活動調査(H24速報※)

※速報集計に基づくものであり、後日公表される確報集計結果とは異なる場合がある

3 熊本県天草地域の地域雇用開発の目標に関する事項

本地域は、小規模零細事業所が多く、新規学卒等の若年者も管外又は県外に就職する傾向にあり、過疎化・高齢化が進み、地域の経済活力が低下している。

平成24年の経済センサス活動調査によると本地域内の事業所、従業者ともに減少しており、特に従業者数の減少率は県平均を大きく上回り、零細化がさらに進んでいる。また、有効求人倍率については、上昇しているが、県平均よりかなり低く、未だに雇用情勢は厳しい状況にある。

加えて本地域は地理的に熊本都市圏から遠く、交通基盤整備の遅れが経済の停滞、人口の流出の大きな要因となっている。

そのため、地域高規格道路「熊本天草幹線道路」等の交通基盤の整備を促進し、熊本都市圏とのアクセスを強化するとともに域内のアクセス向上を図ることにより、物流機能の拡大、利便性の向上を図るとともに、企業誘致に当たっては、県と市町、ハローワークと連携し一体となった誘致活動を行うことにより、誘致の効果を高め、企業の立地を促進し、新たな雇用の創出を図る。

また、本地域のリーディング産業を観光産業と位置づけ、雲仙天草国立公園の雄大な自然資源をはじめ、恵まれた観光資源を生かした交流拠点施設の整備、体験型の観光への取り組み等を通じて観光産業を振興し、新たな雇用を創出する。

これらにより、下表のとおり、地域内の雇用開発人数を確保することを目標とする。

(計画期間中の雇用開発の目標)

種 別	雇用開発目標	備 考
企業誘致による雇用創出	40人	企業誘致分 12人×3年≒40人
奨励金等による雇用創出	160人	奨励金分 54人×3年≒160人
合 計	200人	

参考1 H22.10.1～H25.9.30の企業誘致による雇用人数(見込)40人
 H19.10.1～H25.9.30の企業誘致による雇用人数(見込)は70人で、年平均12人。

参考2 H22.10.1～H25.9.30の奨励金による雇用増加人数(見込)243人
 H19.10.1～H25.9.30の奨励金による雇用増加人数(見込)は321人で、年平均54人。

4 熊本県天草地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

(1) 地域雇用開発の促進のための措置

イ 企業誘致

天草市では、進出企業に対する奨励措置や便宜供与の提供により企業誘致を推進し、産業振興と雇用機会拡大に努める。

上天草市では、市民所得及び就業機会を10年間で10%向上を目指し、「10年間で30社500人の新規雇用を目標に企業誘致を行う」事を達成するため、進出企業に対する優遇措置とトップセールスによる誘致活動を推進する。

苓北町では、進出企業への優遇措置の提供により企業誘致を推進するとともに、地理的条件の悪い同町の置かれた状況を踏まえ、ターゲットを絞った企業誘致や新たな展開に取り組む地元企業の支援を行う。

ロ インフラの整備

① 熊本天草幹線道路の整備

熊本市と天草市を結ぶ地域高規格道路「熊本天草幹線道路」の整備を

推進する。

② 天草空港の利用促進

福岡圏等における天草空港・天草エアラインの認知度の向上を図るとともに、天草空港利用促進協議会が中心となって観光客を主たるターゲットとした天草地域へのインバウンド(入り込み)利用者の誘致を図ることにより、天草空港の利用を促進する。

ハ 観光産業の振興

本地域のリーディング産業を観光産業と位置づけ、観光の基盤となる一次産業と連携を取りながら、キリシタンの歴史・文化など天草の地域資源を生かした体験型の観光振興に取り組む。

また、樋合マリンプロジェクト等マリンレジャー施設の利用促進を図るとともに、農業とふれあう体験交流拠点として羊角湾周辺整備を推進することにより交流拠点機能を高める。

(2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組

イ 企業誘致の促進

① 創造的企業誘致の推進

これまでの産業集積を生かし、半導体由来の新しいエレクトロニクス関連企業や国内の自動車生産体制の再編を踏まえた関連企業及び今後高い成長が期待できるグリーンデバイス関連産業の新規立地に取り組むとともに、既に県内に立地している工場等が将来にわたって存続・発展できるよう、開発部門や他の生産部門の集約を促すなど更なる拠点性の向上を図っていく。

② 企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて交付する熊本県企業立地促進補助金を活用し、企業の立地を促進する。

ロ 新たな雇用機会の開発の促進

① 産業間連携による雇用の創出

農林水産業分野へ半導体や医薬品など他産業の技術の導入や加工技術等の高度化を図るなど、農林水産業界と商工業界が連携した取組みに加え、雇用の創出や担い手不足の解消のため、林建連携、農建連携の取組みを県内全域で展開する。

また、企業等の農業参入を進めるほか、農家により高い利益をもたらす6次産業化の推進、農産加工支援の拡大等の取組みを重点的に推進することで、「稼げる農林水産業」を実現し、雇用の創出につなげる。

② 「福祉」産業による雇用の創出

・福祉ビジネスの支援

「福祉」を内需や雇用を支える基幹産業として捉え、成長を促していく。

・介護人材の確保

質の高い人材の安定的な確保や定着のため、行政や関係団体など関係機関

と連携を図り、介護職員の処遇改善や人材確保の取組みを進めていく。
また、介護についての県民の理解と認識を深め、介護職の魅力を発信し、イメージアップを図り介護人材の確保を図る。

③ 地域産業の育成等による雇用の創出

「熊本県産業振興ビジョン2011」及び「熊本県産業振興アクションプラン2011」に基づき、経済情勢や県内企業・業界のニーズを踏まえながら産業振興に取り組む。

- ・重点成長5分野におけるフォレスト（産業集積）の形成へ向けた支援
今後成長が期待できる「セミコンダクタ関連分野」、「モビリティ関連分野」、「クリーン関連分野」、「フード&ライフ関連分野」、「社会・システム関連分野」の5分野を重点成長分野として設定。各分野でフォレストの形成を進めるため、人材育成、地域企業の高度化、新産業創出、研究開発等の取組みを行う。
- ・リーディング企業の育成・創出
県経済を力強く牽引していくリーディング企業を育成するため、産業支援機関、金融機関、大学等の協力機関との連携によりサポートチームを作り、総合的かつ継続的に支援を行う。

④ 事業主への支援

- ・地域雇用創出助成金
県内企業（知事の認定を受けたリーディング育成企業及びサブ・リーディング育成企業、又は障がい者を新たに雇用する企業）の新たな事業展開等の取組みに対して、労働力の確保の面から当該企業を支援することにより、地域の雇用機会の創出を図る。
- ・地域雇用開発助成金
地域雇用開発助成金（地域雇用開発奨励金）等の国の助成制度活用を促進することにより、企業の雇用や人材育成へのインセンティブを高め、新たな雇用機会の開発を促進する。
- ・地場企業立地促進補助金
県内に工場又は研究所を新設・増設する地場企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて補助金を交付することにより、企業の立地を促進する。

ハ 職業能力開発の推進

熊本県労働・人材育成計画に基づき、次世代を担う人材の育成を強化するため、勤労観・職業観を育むキャリア教育の一層の充実を図るとともに、「ものづくり」の分野において若年技能者の育成・確保につながる施策を推進する。

また、重点成長5分野や介護、情報通信など今後成長が見込まれる分野に対応した人材育成のための公共職業訓練の見直しや在職者訓練の充実により、地域産業や企業を支える人材の育成・確保を推進する。

① 地域産業や企業を支える人材の育成等

熊本県労働・人材育成計画に基づき、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構や認定職業訓練校と連携して、技術短期大学校、高等技術専門校等の県立公共職業能力開発施設における新規学卒者や在職者訓練、離転職者訓練、障がい者訓練及び若年者訓練を実施するとともに、「熊本県ものづくりを中心とする産業人材強化戦略」に沿って時代のニーズに合った人材の強化策の検討を進める。

② 産業界・教育界・行政間の連携によるキャリア教育の推進

キャリア教育に対する産業界や行政の支援策として、インターンシップや職業体験等に協力を行う事業所を募集、登録する「キャリア教育応援団」などの事業に取り組む。

また、ジョブカフェくまもとにおいて、若年者の就業に関する悩みの相談、職業能力開発に関する相談や訓練に関する情報提供、職業紹介等、相談から就職まで連続したワンストップサービス機能の充実を図り、若年者の就職キャリアを支援する。

さらに、若年無業者の自立を支援するため、NPOとのパートナーシップにより、「うき若者サポートステーション」を中核機関とし、他の支援機関と連携を図りながら包括的な支援を行う。

二 情報提供及び情報収集

① 熊本県地域雇用対策推進員の配置

熊本県地域雇用対策推進員をハローワークに配置し、雇用対策に関する各種施策の周知徹底を図るとともに、地域の雇用状況や企業の動向等の情報収集を行う。

② ジョブカフェ・ランチの活用

若年者へのきめ細かな就職支援のため、各地域振興局にジョブカフェ・サテライト員を配置し、適職診断、各種セミナーの紹介、若年者と就労の場をつなぐマッチング等の支援を行い、若年者の県内就職を促進する。

③ 熊本しごといいねっとの運用

団塊世代をはじめとする高齢者やUターン希望者を対象に、起業・創業、雇用、NPO活動ボランティア、就農等の関連情報の一元化を図るとともに、高齢者と就労の場をつなぐマッチングサイト「熊本しごといいねっと」を運用する。また、子供・若者の勤労観・職業観を育むキャリア教育について、協力事業所等に関するデータベースの構築を行うとともに、キャリア教育に関連する情報の一元化を図る。

④ 産業人材強化に関する情報提供の実施

「産業人材強化戦略」に基づき、コーディネーターを配置したワンストップサービス窓口及び「産業人材強化ポータルサイト ジョブチャンネルくまもと」を運用し、産業・教育・経済・行政等各界が連携して、産業人材強化に関する情報の一元的な提供を行う。

ホ 関係機関との連携

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に

推進していくため、関係市町、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、その意向の反映に努める。

5 計画期間に関する事項

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から平成28年9月末日までとする。

登載依頼

熊本県公安委員会規則第3号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則を次のように定める。

平成25年10月18日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、熊本県公安委員会が行った行政処分の公表に關し必要な事項を定めるものとする。

(行政処分の公表)

第2条 熊本県公安委員会は、次条各号に規定する行政処分を行った場合は、この規則の定めるところにより、公表を行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定による国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長（以下「運輸支局長」という。）の同意又は法第23条第2項の規定による運輸支局長からの要請に際し、運輸支局長から当該公表を行うことが適切でない旨の意見が添えられた場合

(2) 当該公表を行うことが適切でないと認められる特段の事情がある場合

(公表の対象となる行政処分)

第3条 公表の対象となる行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次に掲げる行政処分とする。

(1) 法第7条第1項の規定による認定の取消し

(2) 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示

(3) 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業停止命令

(4) 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業廃止命令

(公表の内容)

第4条 公表の内容は、公表対象処分を受けた者に係る次に掲げる事項とする。

(1) 法第5条第2項に規定する認定証の番号

(2) 自動車運転代行業者の名称又は記号

(3) 主たる営業所が所在する市区町村名

(4) 処分年月日

(5) 処分内容

(6) 処分理由

(7) 根拠法令

(8) 処分を行った公安委員会

(公表の方法)

第5条 公表の方法は、熊本県警察のホームページに自動車運転代行業行政処分票（別記様式）を掲載する方法とする。

(公表の期間)

第6条 公表の期間は、公表対象処分が行われた日から起算して2年間とする。

附 則

この規則は、平成25年10月18日から施行する。

別記様式（第5条関係）

自動車運転代行業行政処分票

被 処 分 者	認 定 証 の 番 号	公 安 委 員 会 第 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	
	主 たる 営 業 所 が 所 在 する 市 区 町 村 名	
処 分 年 月 日		年 月 日
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会		熊 本 県 公 安 委 員 会

- 注1 処分内容欄には、認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。
 2 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する。

熊本県教育委員会訓令第6号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関
各 県 立 学 校

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成25年10月18日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令
 熊本県教育委員会行政文書管理規程（平成24年3月31日教育委員会訓令第4号）の
 一部を次のように改正する。

別表第1 記号（第15条関係）の3 県立学校「熊本県立熊本支援学校 熊支」の項
 の次に「熊本県立熊本かがやきの森支援学校 熊か支」の項を加える。

附 則

この訓令は、平成25年11月1日から施行する。